

第2次岡谷市環境基本計画

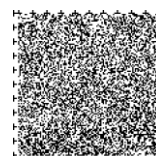
2010年～2014年

あふれる緑と清らかな水につつまれたまちをめざして



長野県 岡谷市

これは視覚障害のある方などのための音声コードです。特殊な機器を使用すると文書の内容を読み上げることができます。



「あふれる緑と清らかな水につつまれたまち」をめざして



岡谷市は、四季折々の彩りを織りなす自然に恵まれ、諏訪地方のシンボルとして古くから親しまれている諏訪湖を中心に、歴史を刻みながら豊かな風土や生活文化を築いてまいりました。

しかし、今日の社会経済活動は、生活に利便性や豊かさをもたらす一方で、環境問題は地域を超え、地球規模の問題を引き起こし、全ての生物の生存基盤である地球環境に深刻な影響を及ぼしております。

このような社会動向の変化や課題に対応し、岡谷市の恵まれた豊かな自然環境を、将来にわたって守り育てていくため、このたび第2次岡谷市環境基本計画を策定いたしました。

この計画には、環境施策の基本的方向を示すとともに、市民、事業者、市が一体となって環境保全に取り組み、それぞれの役割分担を明確にし、数値目標を掲げ、実効性が伴うよう、環境に配慮した施策や行動を具体的に明示してございます。

今後、「あふれる緑と清らかな水につつまれたまち」をめざして、積極的に低炭素社会のまちづくりを推進してまいりますので、なお一層関係各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、計画の策定にあたり、お忙しい中を入念にご審議いただきました岡谷市環境審議会委員の皆様をはじめ、ご協力いただきました多くの市民の皆様に心から感謝申し上げます。

平成22年3月

岡谷市長 今井 竜五

はじめに

環境基本理念	1
1. 計画策定の趣旨	2
2. 計画策定の位置づけと目的	3
3. 計画の期間	3
4. 計画が対象とする環境施策の範囲	4

第1章 岡谷市の環境の状況

1. 岡谷市の位置・地勢	5
2. 交通および社会構成	5
3. 環境保全の状況と課題	7
4. 市民の環境保全の意識	8

第2章 めざす環境の姿と基本目標

1. 将来のまちの姿	11
2. 基本目標	12

第3章 基本目標に対する施策の展開

1. かけがえのない地球環境を守るまち《地球環境の保全》	14
2. 豊かな自然とふれあえるまち《自然環境の保全》	21
3. 安全で安心なすがすがしいまち《生活環境の保全》	26
4. ものを大切にするまち《循環型社会の構築》	31
5. 美しさと潤いのあるまち《快適環境の形成》	37
6. みんなが環境保全に参加するまち《参加と協働》	40

第4章 計画の推進のために

1. 推進体制	43
2. 計画の進行管理等	44

付属資料	45
------	----

はじめに

1998年（平成10年）12月に制定された『岡谷市環境基本条例』は、良好な環境の将来にわたっての継承と地球環境保全や人と自然との共生の視点から、現在および将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として4つの基本理念を掲げています。

○ 健全で恵み豊かな環境の恩恵の享受と将来世代への継承

市民が健康で文化的な生活を営む上で必要となる、健全で恵み豊かな環境の恩恵を受けられるとともに、この環境を将来の世代に引き継いでいきます。

○ 自然と人との共生

人類が生態系の一部として存在し自然から多くの恵みを受けていることを認識して、自然と人とが共生することをめざします。

○ 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築

環境が有限な資源であることを認識して、環境への負荷が少なく持続的に発展することをめざして、すべての人が自主的に行動します。

○ 地球環境保全の取り組み

日常の生活や活動がすべて地球環境に影響を及ぼしていることを認識し、日常生活において、地球環境に配慮した行動をします。



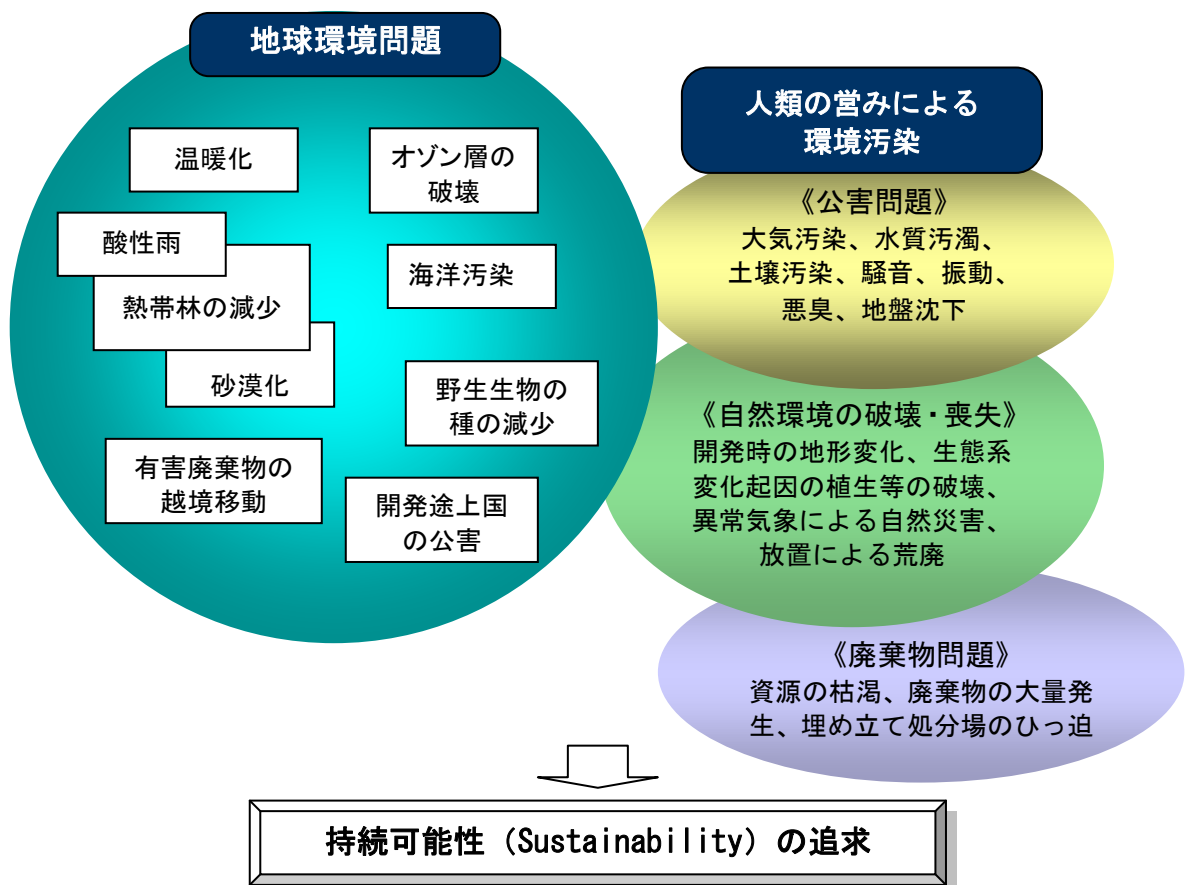
1. 計画策定の趣旨

- 第2次岡谷市環境基本計画は、岡谷市環境基本条例(平成10年条例第32号)第7条に基づき、環境の保全に関する各種施策を総合的かつ計画的に推進するため策定するものです。
- この計画では、岡谷市環境基本条例第2条に示された基本理念を踏まえ、長期的な視点に立った望ましい環境像を定め、その実現に向けて環境保全に関する施策の方向性と、市民、事業者が自主的な取り組みを行うための行動指針を示しています。
- 『第4次岡谷市総合計画』の環境分野の計画として位置づけられるものです。

🌳 環境問題の認識

地球環境問題は、個人・家庭・事業者・自治体、国および全世界にわたって、生活や文化、産業や政治システムの中で改革していかなければならない最大の課題となっています。特に地球温暖化防止のために、温室効果ガスの排出抑制は地球規模で取り組まれています。

また、大量生産、大量消費により地球資源の枯渇が危惧されており、限りある化石燃料や鉱物、森林資源などは大切に利用していかなければなりません。



私たちの、人の営みが将来にわたって持続可能性を保持し、資源やエネルギーなどを大切・有効に利用しながら成長していく社会を『循環型社会』といいます。

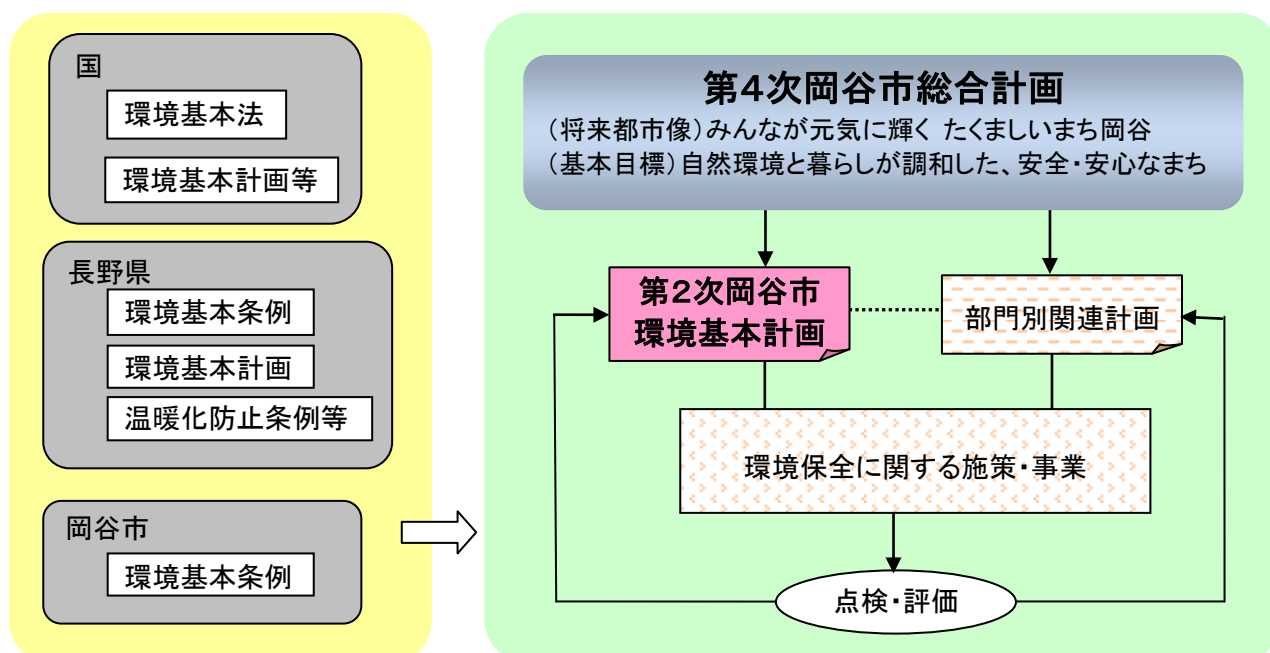
🌲 持続可能な循環型社会を築くために

- ★ 地球温暖化の大きな課題に対して、その防止策を実行していかななくてはなりません。
- ★ 限りある化石燃料や鉱物資源に依存した社会（文明）は、持続可能性がありません。
- ★ 大量生産・大量消費に伴い、廃棄物を大量に出すサイクルの輪を改善していかないと埋立地も満杯となり、廃棄物処理の仕組みの崩壊につながります。

「将来の世代のニーズを損なうことなく、現在のニーズを満たすこと」が、持続可能な循環型社会です。この仕組みを本市の実態に合わせて構築し、皆で実践していくことが全市民に課せられています。

2. 計画策定の位置づけと目的

- (1) 国や長野県の環境施策と整合させ、『第4次岡谷市総合計画』の環境保全の分野の施策を具現化するとともに、庁内部門別関連計画と連携をもった計画として位置づけます。
- (2) 長期的な視点にたって基本目標を明確にするとともに、個別目標を明確にします。
また、これらの基本的な施策を体系化しました。
- (3) 環境保全の施策に具体的に取り組むため、市民と事業者に自主的に取り組んでいただくよう、環境配慮行動を指針として盛り込みました。
- (4) 基本目標ごとに指標を設定し推進します。



3. 計画の期間

2010年度（平成22年度）から2014年度（平成26年度）までの5年間とします。

4. 計画が対象とする環境施策の範囲

地球環境保全のために温暖化を抑止し、限りある資源を大切にします。そのため、自然環境の保全・生活環境の保全・循環型社会の構築・快適な環境の形成のための諸施策を計画の範囲とします。



第1章 岡谷市の環境の状況

1. 岡谷市の位置・地勢

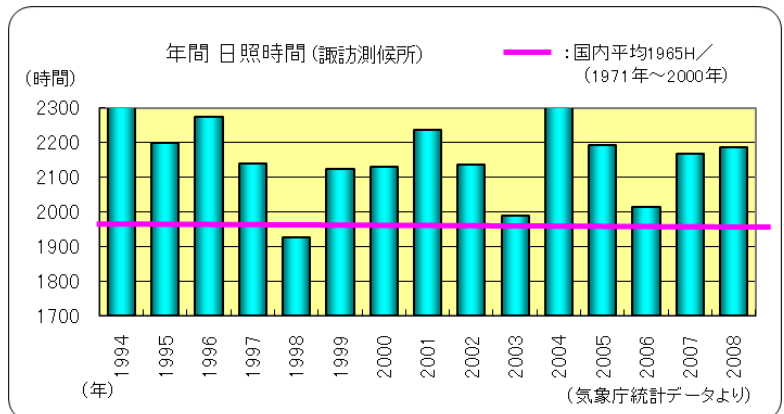
◇ 本市は、長野県のほぼ中央、諏訪湖の西岸に位置し、遠くは富士山、ハケ岳連峰を望む、湖と四季を彩る山々に囲まれた風光明媚な都市です。面積は85.19km²で、人口集中地区面積は11.6km²、市域は東西7.3km、南北16.7kmに広がっており、7割近くを森林が占めています。

地質は、内部に火山岩をもち、その表面はきわめて厚いローム層で覆われており、諏訪湖岸の一部に沖積層が見られます。

気候は、内陸気候の特性で年間を通じて降水量が少なく、また気温の年較差や日較差の大きいことが特徴です。空気は乾燥し、日射量は国内トップクラスで、太陽光・太陽熱の有効利用に適していることを示しています。

◇ 本市は、諏訪湖、天竜川をはじめ、横河川、塚間川、十四瀬川、大川などがあり、豊かな水環境に恵まれています。

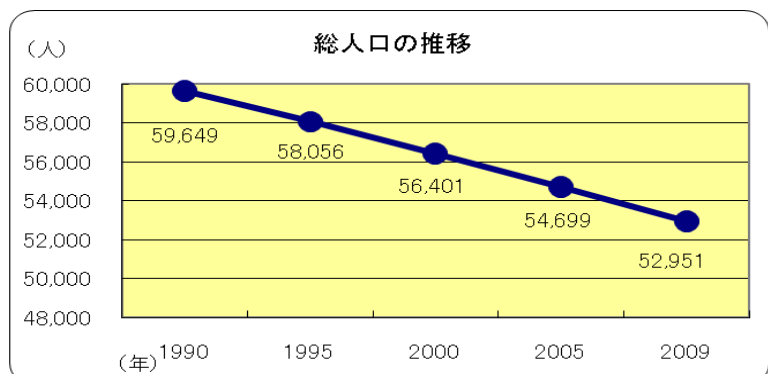
諏訪湖は、標高759.3m、周囲約16km、面積13.3km²の長野県でもっとも大きな湖であり、コイ、フナ、ワカサギなどの魚類も豊富です。諏訪湖から流れ出す天竜川は、遠く静岡県浜松市に至り、太平洋に注いでいます。



2. 交通および社会構成

◇ 本市は、各種交通の要衝となっており、高速交通体系は中央自動車道西宮線、長野自動車道から構成されており、岡谷インターチェンジを介して首都圏・中京圏・北陸圏と結ばれています。また幹線道路として、国道20号、国道20号バイパス、国道142号バイパスや県道下諏訪辰野線、県道岡谷茅野線などが市内を走っています。鉄道は中央東線が走り、飯田線の分岐点となっています。

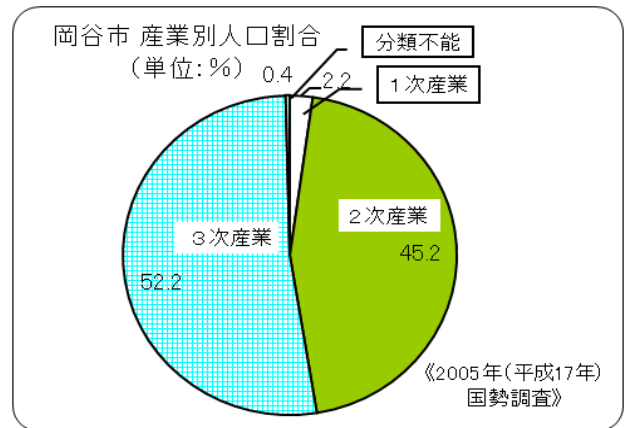
◇ 本市の人口は、1980年(昭和55年)の約62,000人をピークとしてその後減少傾向を示し、2010年(平成22年)3月1日現在は52,951人となっています。



◇ 産業別就業人口の割合（2005年（平成17年）国勢調査）は、

第1次産業が2.2%、第2次産業が45.2%、第3次産業が52.2%となっています。2000年（平成12年）国勢調査では工業都市を反映して、第2次産業が主力を占めていましたが、第3次産業がトップとなりました。

ここ10年間の傾向としては、第3次産業の比率が高まっており、近年の事業所数、従業員数の増減を見ると、いずれもサービス業の増加が目立っています。

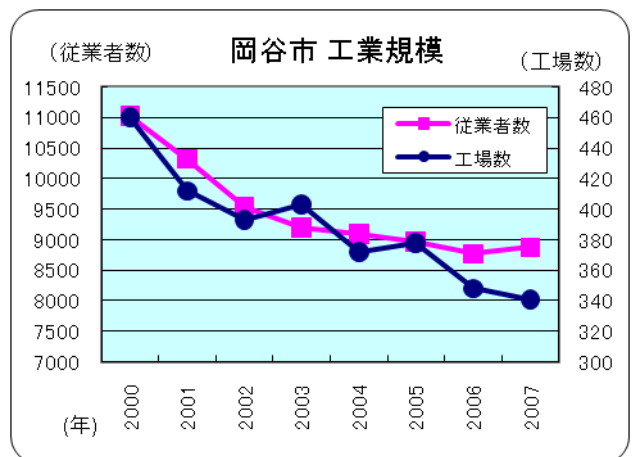


◇ 農家数は、1960年（昭和35年）以降、減少傾向を示しており、農家人口は2000年(平成12年)が885人に対し、2005年（平成17年）には604人となっています。（2008年度諏訪地方統計要覧）

◇ 工業は、大正年間から昭和初期に製糸業の全盛期を迎え、戦後は工業都市に脱皮し、1975年（昭和50年）代以降は、情報機器を中心とするスーパーデバイスなどの高度技術集積都市として発展しています。

近年では、大手企業の生産拠点が急激な海外移転により空洞化が進んだこと、創業者の高齢化により引退や廃業、地価の安い市外への移転、および起業、

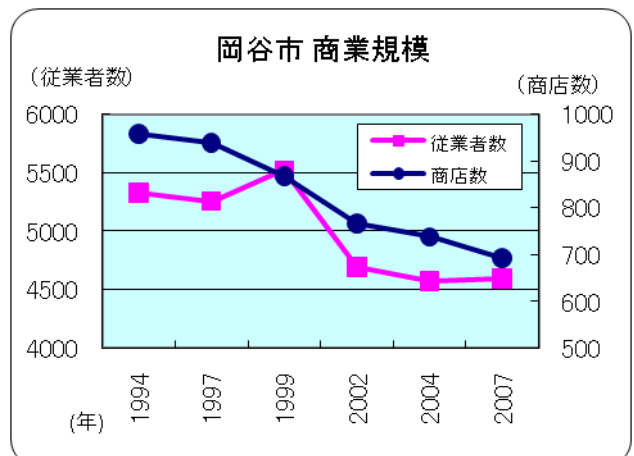
または独立創業がほとんどないなどの傾向により企業数も従業員数も減少しています。



（平成20年度版諏訪地方統計要覧 対象：従業員数4人以上）

◇ 商業は、地域間競争、長引く景気低迷の影響など厳しい商業環境の中で商店数は減少、従業員数は一旦減少しましたが横ばいとなっています。

地域密着型店舗の育成や魅力的な店舗の創造、年間をとおした中心商店街のにぎわいの創出が求められています。



（平成20年度版諏訪地方統計要覧 対象：従業員数4人以上）

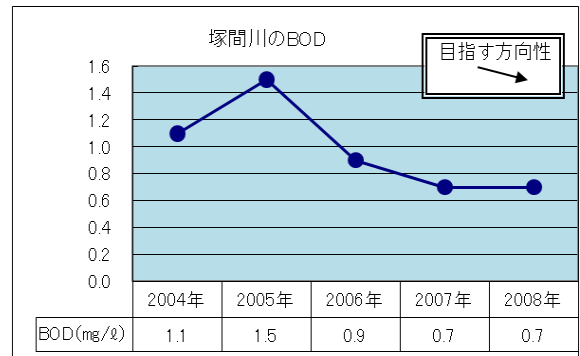
3. 環境保全の状況と課題

『岡谷市環境基本計画』（2005～2009）の各施策、および基本目標についてその実態と指標の結果を総括し、課題を明確にします。

🌲 「すがすがしいまちづくり」

- (1) 諏訪湖や河川・側溝清掃が地域住民により計画的、定期的に行われ、ごみや悪臭のない快適な環境が保たれています。
- (2) 土壌汚染、水質汚濁、騒音などの事故または悪化の傾向はありませんが、水質検査では一部に有機溶剤などの有害物質が検出されており、引き続き監視が必要です。
- (3) 下水道の整備普及などの浄化対策により BOD が改善されており、塚間川の BOD（生物化学的酸素要求量）が改善傾向を維持しています。

なお、諏訪湖の COD（化学的酸素要求量）および天竜川の BOD は高く、環境基準を超える状況となっています。



🌲 「自然とふれあえるまちづくり」

- (1) みどりのリサイクルを推進するため、間伐材をチップ化し土壌に還元しています。
- (2) 塩嶺小鳥バスによる野鳥とのふれあい事業を継続しています。
- (3) 生物多様性保護のため、アレチウリなどの外来生物の駆除活動を実施しています。
- (4) 子どものころから自然とふれあえる機会として水生生物観察会を実施しています。
- (5) 平成 18 年 7 月豪雨災害を受け、治山治水の施策が必要となっています。

🌲 「物を大切に作る循環型まちづくり」

- (1) 市民の間でごみの分別や減量が進み、リサイクルへの関心も高まっていますが、不燃ごみ・焼却灰の埋め立てをしている最終処分場の残余年数はひっ迫しています。
- (2) ごみの有料化などを通じていっそうのごみの減量化の推進が必要です。

🌲 「美しさと潤いのあるまちづくり」

- (1) 諏訪湖一斉清掃によるごみ回収量は減少傾向にありますが、継続した啓発活動などの取り組みにより、市民の意識向上が課題です。

🌲 「地球環境の保全」

- (1) 地球温暖化防止のため、市民や事業者の意識を高め温室効果ガスの排出抑制策の実施と、行動に結びつける必要があります。
- (2) 太陽光発電設置件数は、年々増加しています。普及を高めることにより温室効果ガスである二酸化炭素（CO₂）の排出を抑制することができます。

🌲 「市民総参加による環境保全」

- (1) 諏訪湖一斉清掃参加者が増加傾向にあり、湖岸の美化への関心が伺えますが、ごみの発生原因となる「ポイ捨て」防止のための啓発・施策・活動が必要となります。

その対策として、2009 年（平成 21 年）7 月 1 日に『ポイ捨ての防止等に関する条例』が施行され、住み良いきれいなまちづくりを市民全体で進めていくことが期待されます。

4. 市民の環境保全の意識

『岡谷市環境基本計画』（2005～2009）の推進状況を確認するため、市民や小中学生および事業者に対し環境保全に対する意識についてアンケート調査を行い評価した結果、環境への問題意識や関心が明確になりました。

🌲 調査概要

●調査対象

- ・子ども：小学5年生、中学2年生の児童
- ・一般市民：住民基本台帳より20歳以上の方から無作為に抽出
- ・事業者：市内の事業者から無作為に抽出

●調査方法

- ・子ども：各校に配布・回収
- ・一般市民：郵送配布・回収
- ・事業者：郵送配布・回収

●調査時期

2009年（平成21年）4月

●回収結果

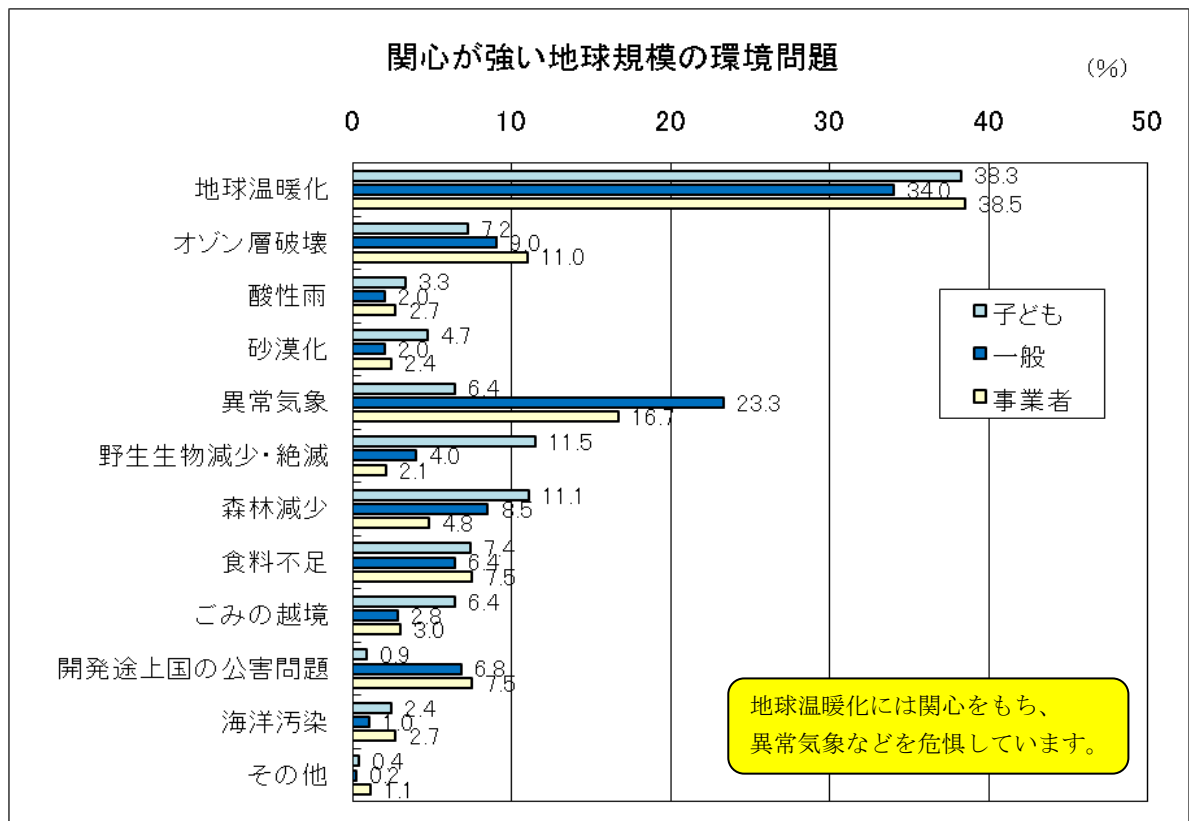
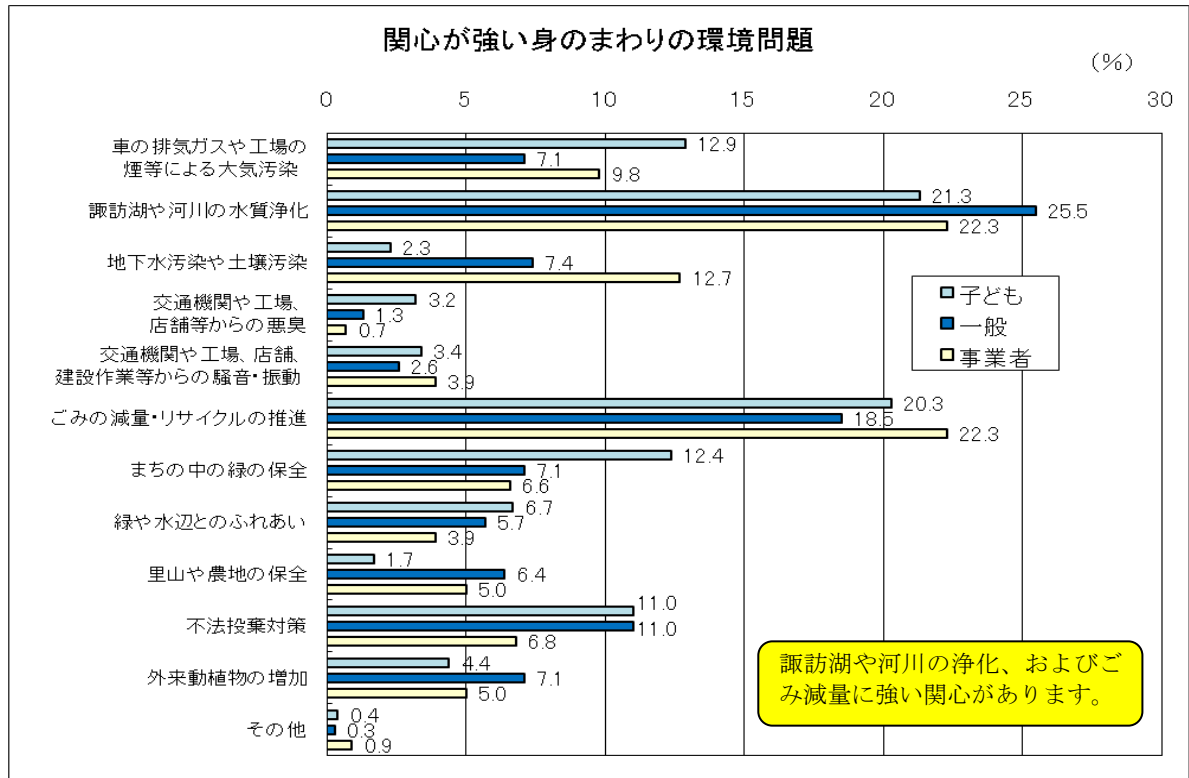
	配布数	有効回収数	有効回収率
子ども	1,044	818	78.3%
一般市民	1,000	460	46.0%
事業者	300	170	56.6%



調査結果

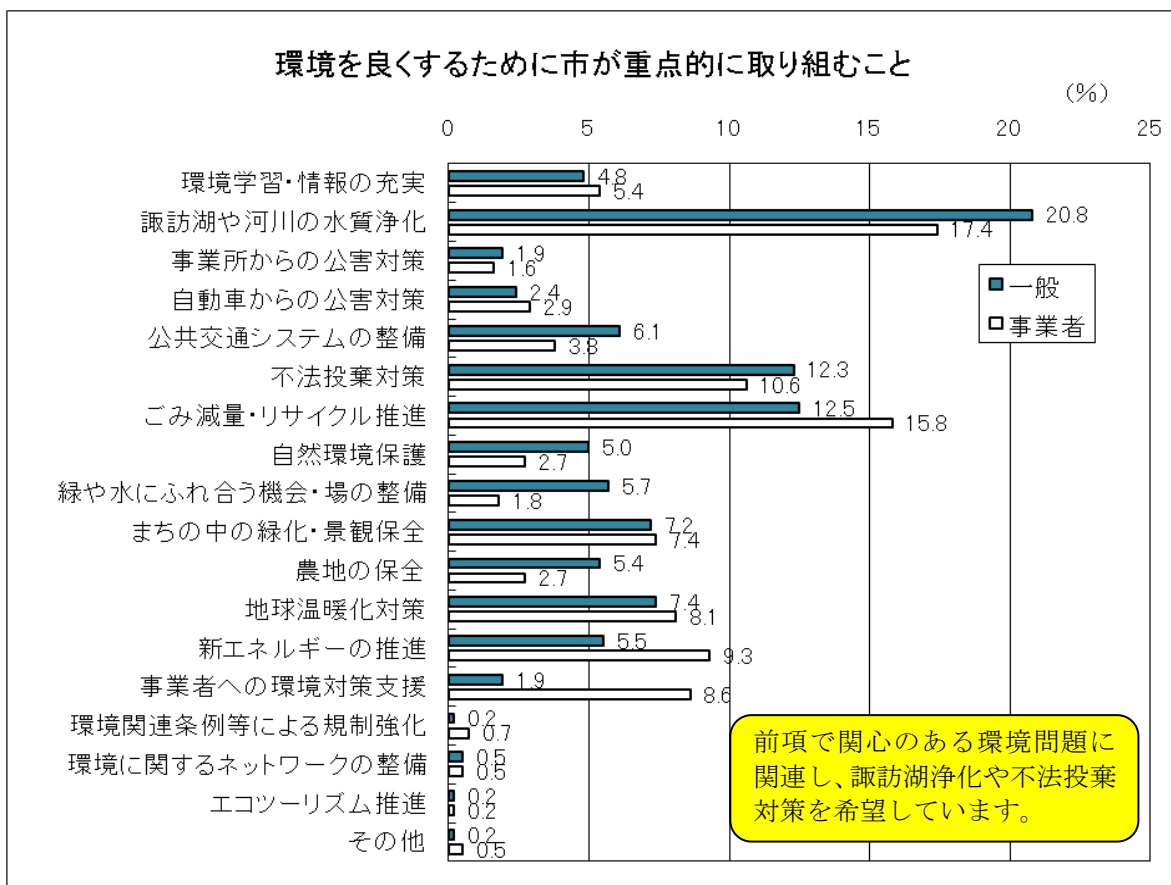
(1) 環境問題への認識

ごみの減量化およびリサイクル、また諏訪湖・河川清掃などの水質浄化、および日常生活における環境負荷低減への関心が高まってきていることが伺え、広くは地球温暖化が危惧されています。また、事業者は地下水汚染に関心があります。



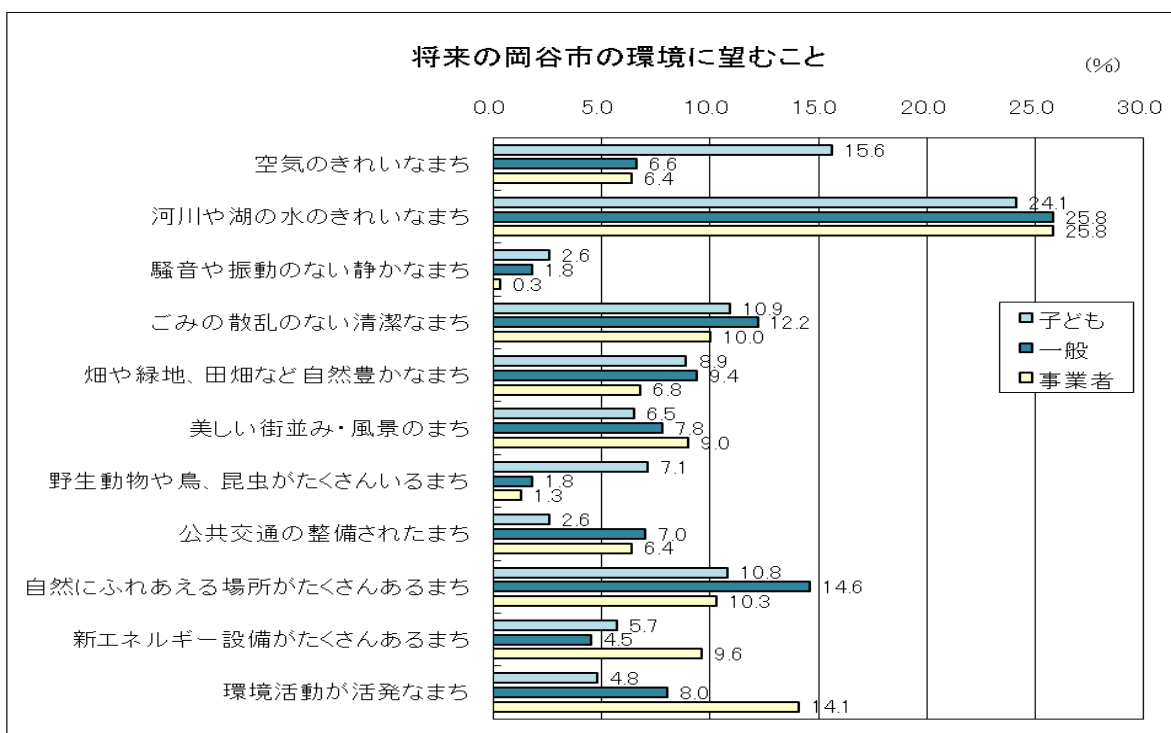
(2) 岡谷市への環境課題取り組みの要望

諏訪湖および河川の浄化対策、不法投棄防止、ごみの減量・リサイクルへの取り組みが要望されています。



(3) 岡谷市の将来の環境について

諏訪湖や河川、及び水の浄化、ごみが散乱しないまちを望んでいます。また、「自然」をキーワードにしたまちづくりも要望されています。



第2章 めざす環境の姿と基本目標

1. 将来のまちの姿

かけがえのない地球環境を守るため、本市が進める環境保全活動により将来到達する姿を全市民が共通認識するため、まちの姿、および環境像を明確にします。

『自然環境と暮らしが調和した、安全・安心なまち』

第4次岡谷市総合計画 基本目標 3



将来のまちの環境の姿を受けて、次のように望ましい環境像を掲げます。

《望ましい環境像》

『あふれる緑と清らかな水につつまれたまち』

あふれる緑と清らかな水は、生物を育み大気をも浄化する機能を持ち、望ましい環境のシンボルとして普遍的な要素であるとともに、将来の世代に引き継いでいかなければならない貴重な環境資源であると考えます。

なお、これは、『岡谷市環境基本計画』（2005⇒2009）の望ましい環境像と同一内容ですが、環境保全活動は継続的改善（推進）の考え方の基本によるものであり、環境保全活動がいっそう定着するよう継続スローガンとします。



たいへんだ 地球がどんどん
熱くなる

(おかや環境かるた)



ふるさとの 自然はみんなで
守ろうよ

2. 基本目標

望ましい環境像「あふれる緑と清らかな水につつまれたまち」を実現します。そのために『第4次岡谷市総合計画』、および『岡谷市環境基本計画』（2005～2009）の環境保全施策の指標の結果や、市民アンケートの内容を基に基本目標を設定します。この基本目標には具体的な個別目標を設定し、これらの目標を市・市民、および事業者の共通のものとして環境保全を推進します。また、基本目標には主な指標を設定し、本市の環境の目標と方向性・状況を市民にわかりやすく示し関心を高めていきます。

基本目標 1 かけがえのない地球環境を守るまち 《地球環境の保全》

地球温暖化などの深刻化する地球環境問題を真剣に受け止め、市民、事業者、行政がエネルギーの有効活用などを通じ協働して具体的な施策を展開し、地球環境に配慮したまちをめざします。

基本目標 2 豊かな自然とふれあえるまち 《自然環境の保全》

周囲を山地、丘陵そして諏訪湖に囲まれ、豊かな自然環境に恵まれている本市を将来にわたって適切に引き継いでいくためにその保全を図ります。

基本目標 3 安全で安心なすがすがしいまち 《生活環境の保全》

公害のない、健康被害のない安全な生活環境を維持するため、公害防止策の実施や周知を行い、施策を展開します。

基本目標 4 ものを大切にすまち 《循環型社会の構築》

限りある資源を大切に有効に利用し、同時に廃棄物の発生抑制と再使用および再資源化を推進するための方策に取り組み、循環型社会を構築し展開します。

基本目標 5 美しさや潤いのあるまち 《快適環境の形成》

文化施設の整備や市街地再開発事業などの推進が図られ、優れた景観が創り出されています。現存する歴史的・文化的遺産も大切に、いっそうの都市環境の整備を行い、美しく潤いのある快適な環境創りのための施策を実施します。

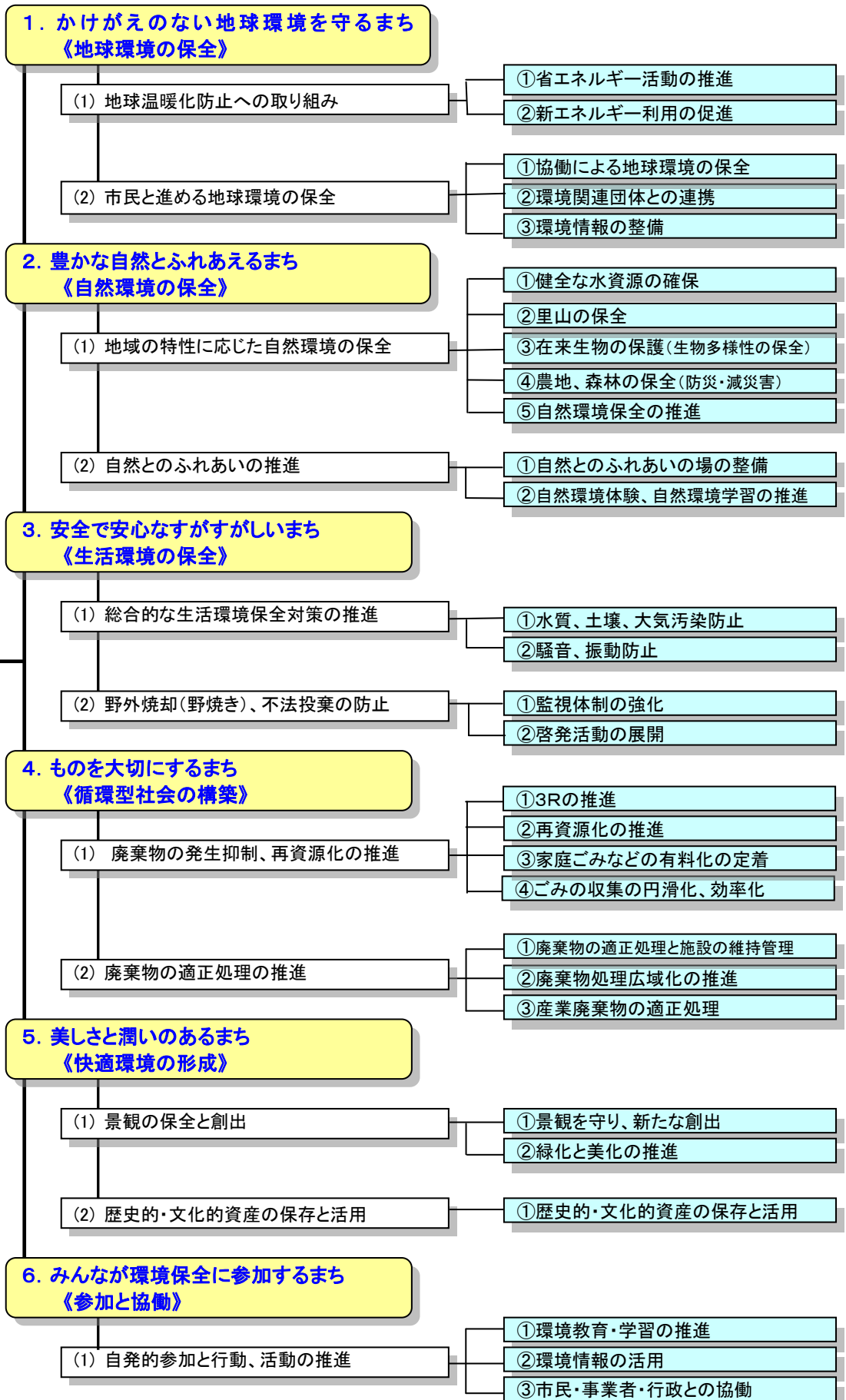
基本目標 6 みんなが環境保全に参加するまち 《参加と協働》

環境保全のためには、広くは地球環境のことを考え、身近なまちづくりから循環型社会を定着させるなどの幅広い活動が必要です。第2次環境基本計画の推進全般において市民、事業者、行政が一体となって推進していきます。

基本目標と施策の体系

望ましい環境像

あふれる緑と清らかな水につつまれたまち



第3章 基本目標に対する施策の展開

1. かけがえのない地球環境を守るまち 《地球環境の保全》

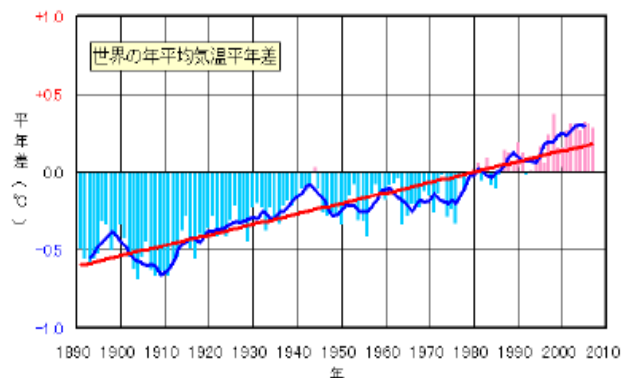
地球温暖化やオゾン層破壊などの地球環境問題はいまだ進行しています。すでに『京都議定書』の第1約束期間（2008～2012年）の温室効果ガス削減目標（1990年比でマイナス5.2%、日本はマイナス6%）の達成が危ぶまれている中、新たな温室効果ガス削減目標が検討されています。エネルギーの効率利用の推進など、市民・事業者・行政が連携して温室効果ガスの排出削減に取り組み、低炭素社会を目指します。

🌲 現状と課題

（1）地球規模での温暖化の進行

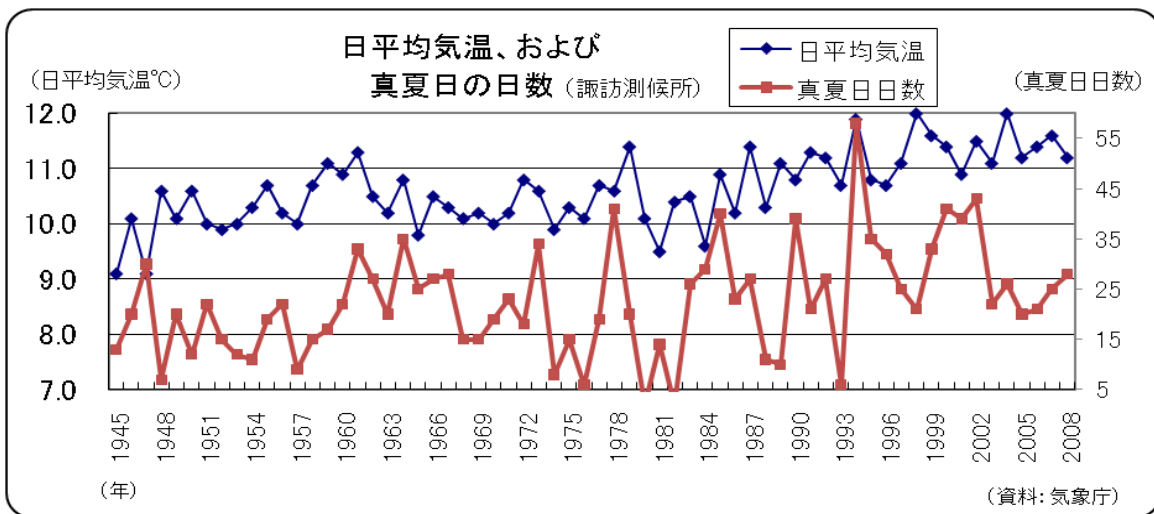
世界各地で地球温暖化による影響と考えられる様々な現象が発生しています。世界の平均気温は右図のように年平均気温平年差において、30年前からプラスに転じ、その上昇が加速しています。

すべての社会生活で発生する二酸化炭素や、製造分野の事業者が使用する代替フロンなどの温室効果ガスによる地球温暖化問題は、気温上昇による異常気象や生態系の変化などが人類の生存基盤にも影響を与えかねない現状です。



（2）生活圏域における温暖化傾向

データの把握が可能な諏訪測候所（諏訪市湖岸通り）の記録でも、60年間で1.4℃の温度上昇となっており、温暖化対策は市民全員が重要課題として取り組む必要があります。



【平均気温：60年間で1.4℃の上昇】

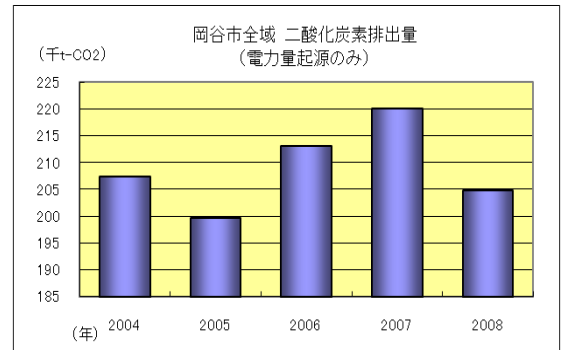
- ・1945年(S20年)～1954年(S29年)の平均：10.0℃
- ・1999年(H11年)～2008年(H20年)の平均：11.4℃

【真夏日(30℃以上)日数：60年間で13.6日増加】

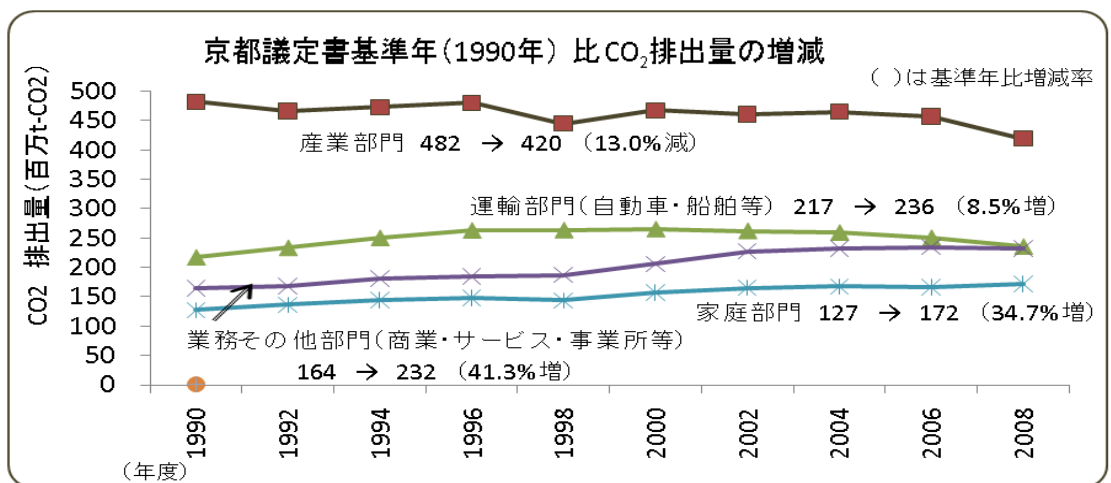
- ・1945年(S20年)～1954年(S29年)の平均：16.2日
- ・1999年(H11年)～2008年(H20年)の平均：29.8日

(3) 低炭素社会への転換

本市においては、『岡谷市環境基本計画』（2005～2009）に基づき各施策を実施してきました。また、『第4次岡谷市総合計画』が策定され、地球温暖化対策の推進が明示されています。全市のエネルギー起源の二酸化炭素（CO₂）排出量については、その全量の把握は困難ですが、本市全域の電力使用による二酸化炭素排出量は右グラフです。年度ごとの変動は景況による製造業の操業度などがその差となっていると思われま



国の二酸化炭素排出量は、特に家庭部門、および業務その他部門が増加しており（下図）、施策の推進により確実な低炭素社会への転換が必要となります。



資料：独立行政法人国立環境研究所

① 家庭における二酸化炭素排出量の増加

近年、家庭部門からの二酸化炭素の排出量は1990年比で増加傾向をたどっており、本市にあっては自家用車・家電製品の普及、暖房使用の高まりなどが要因として考えられます。温室効果ガス削減のための啓発と行動、エネルギーの効率利用を推進していくことが求められています。

② 商業、サービス業、事務所の二酸化炭素排出量の増加

コンビニエンスストアなどの終夜営業の増加、また全国的に工業部門に比較してもオフィス部門の二酸化炭素排出量が増加しており、本市においても削減のための取組が必要です。

③ 運輸部門の取り組み

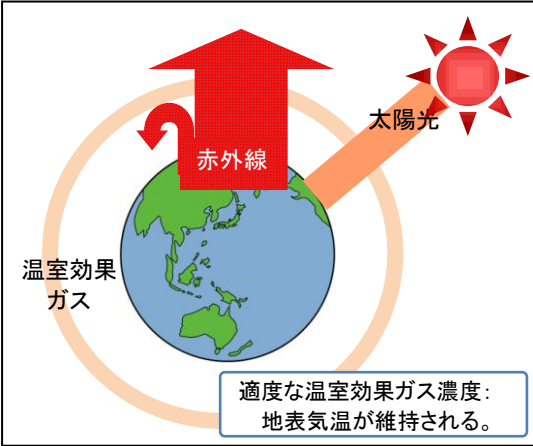
運輸部門も二酸化炭素排出量が増加しています。運輸事業者においては、省エネルギーの観点からアイドリングストップや、エコドライブが推進されていますが、これらをいっそう推進して定着させ、自動車等はハイブリッドや燃費効率の良いものに代替していくことが効果的です。

④ 工業の振興と環境問題の対応

本市では、設計・開発から部品加工・表面処理・組立て、および治工具など多様な工業が集積しています。市場競争力を高め経営体質を強化するためにも、工法改善や新技術を採用することにより、エネルギーを効率的に使用して二酸化炭素排出量を抑制し、事業と環境を両立させていくことが必要です。

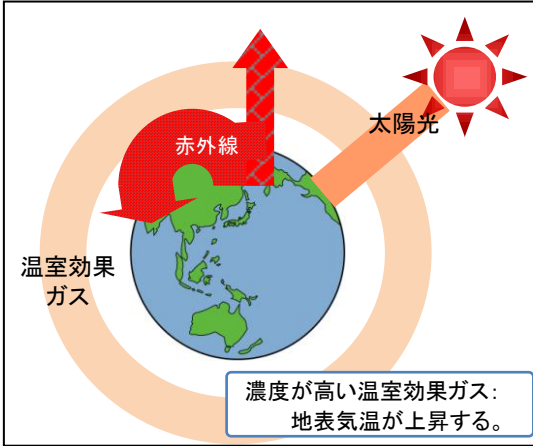
《資料 地球温暖化のメカニズムと温室効果ガス》

◎温室効果ガスによる地球温暖化のメカニズム



温室効果ガス

適度な温室効果ガス濃度：
地表気温が維持される。



温室効果ガス

濃度が高い温室効果ガス：
地表気温が上昇する。

◎温室効果ガスの種類と排出源・抑制策

温室効果ガス		排出源	主な抑制策
二酸化炭素 (CO ₂)		<ul style="list-style-type: none"> 家庭、事業所等における電気の使用 自動車等、設備運転時の燃料の燃焼 廃棄物の焼却 	<ul style="list-style-type: none"> エネルギーの効率利用 生活様式の見直し 廃棄物の確実な分別
メタン (CH ₄)		<ul style="list-style-type: none"> 自動車等の燃料の燃焼 廃棄物埋立地、家畜の腸内発酵など 	<ul style="list-style-type: none"> 埋立量削減のため、リサイクル、リユースの拡大
一酸化二窒素 (N ₂ O)		<ul style="list-style-type: none"> 自動車等の燃料の燃焼 工業の製造過程など 	<ul style="list-style-type: none"> 工業事業者の生産プロセスにおける高温燃焼
オゾン層破壊フロン類	CFC、HCFC類	<ul style="list-style-type: none"> エアコンや冷蔵庫の冷媒 スプレーの噴射剤 工業の製造過程の洗浄剤 	<ul style="list-style-type: none"> フロン類回収と破壊処理 代替フロンへの切り替え
オゾン層非破壊代替フロン類	HFC、PFC、SF6	<p style="text-align: center;">同上</p> <ul style="list-style-type: none"> 電気の絶縁体など 	<ul style="list-style-type: none"> 代替物質、新技術への転換

温室効果ガス中、約80%以上は二酸化炭素が占めています。

🌲 施策と取り組み

(1) 地球温暖化防止への取り組み

① 省エネルギー活動の推進

- 生活様式の工夫や、省エネルギー型製品の利用などの啓発に努めます。
- 家庭から排出される二酸化炭素の計算ができる、「環境家計簿」の普及を行います。
- 燃費が向上するエコドライブの方法を周知し、市民および運輸事業を含む事業者に実践を働きかけます。
- 徒歩や自転車、また公共交通機関の利用促進を市民に呼びかけます。事業者に対しては、職員や従業員が自家用車を使わないで、公共交通機関等を利用して通勤する日として、「ノーマイカーデー」の設定と実施を要請します。
- ハイブリッドカーなどの低公害車への転換普及のための啓発を行います。

- ・事業種別を問わず、事業者に対し空調・照明・動力など全てのエネルギーの効率使用、適切な温度・照度管理などを働きかけます。
- ・事業所および市施設の省エネ診断を実施し改善を行い、二酸化炭素の排出量を削減します。
- ・事業者に対し、職員・従業員へのエネルギー問題の意識向上のための教育の実施を要請します。
- ・工業事業者に対し、工法改善等の技術革新が省エネルギーとなると同時に経営体質の強化につながることを啓発します。
- ・「クリーンエネルギー研究会」など工業事業者の研究会を設置し、市内の企業の技術を融合させるなどの施策により、技術革新による省エネルギーを推進します。
- ・“地球環境に配慮したものづくり”の輪を広げ、発展させていくための支援を継続します。また、ISO14001などの認証取得に対する支援も継続します。
- ・屋外照明の不適切または過剰照明の自粛を促進します。

② 新エネルギー利用の促進

- ・太陽エネルギー利用の普及啓発、および太陽光発電の普及のため補助金助成制度を推進します。
- ・太陽光発電の公共施設への導入を図ります。
- ・バイオマスエネルギーの利用の研究を進めます。
- ・風力発電について研究を進めます。
- ・中小規模の河川における、中小規模水力発電の研究を進めます。

(2) 市民と進める地球環境の保全

① 協働による地球環境の保全

- ・「緑のカーテン事業」を継続して推進します。
- ・一斉気温測定事業を推進します。
- ・「岡谷市エコポイント制度」を検討します。

② 環境関連団体との連携

- ・「環境市民会議おかや」などの市民団体、各種団体との連携を図ります。
- ・環境保全に関する講演会やイベントを開催します。



(緑のカーテン)

③ 環境情報の整備

- ・環境関連情報の収集とその体系的な整備を図り、広報活動を充実します。
- ・「京都議定書」に替わる新たな気候変動枠組条約の制定、および世界、国、県の動向を考慮して、必要な施策を実施し、二酸化炭素の排出抑制に努めます。
- ・広報やホームページに各種環境関連情報を掲載し、情報の共有化とともに行動や実践に役立てます。

🌲 目標指標・数値

《指標名》

(1) 緑のカーテン 参加数

地球温暖化防止のために市民が手軽にできる緑のカーテン事業を推奨し、市民、事業所などとの協働により日常の暮らしの中から地球環境の保全に取り組む。

(2) 環境経営システム構築支援事業 支援企業数

企業の環境経営支援を行い、事業活動による温暖化防止を図る。

(3) 育林（間伐など）によるCO₂吸収量

育林面積や植林を炭素吸収量として把握する。

《目標値》

指標名	実績	目標値
	2009年度 (平成21年度)	2014年度 (平成26年度)
(1) 緑のカーテン参加数	175件	350件
(2) 環境経営システム構築支援企業数	3企業	6企業
(3) 育林（間伐など）によるCO ₂ 吸収量	323 t-CO ₂	400 t-CO ₂

🌲 目標達成のために必要な取り組み

《市民のみなさんは》

エネルギー問題への意識の向上

- ・ 家族で地球温暖化問題やエネルギーについて話題にして、意識を高めましょう。
- ・ 環境家計簿を活用し、エネルギー消費量を把握して家族ぐるみでその節減に努めましょう。

住宅の省エネルギー型への転換

- ・ 住宅を新築または改築する際は、高断熱を配慮した構造とし、また暖房・給湯設備は省エネ型の導入に配慮しましょう。

（省エネ設備の具体例：ヒートポンプ方式、家庭用燃料電池など）

消費エネルギーの低い製品を選択

- ・ 家電製品の買い替えの際は、環境ラベルなどのある商品で、消費電力や待機電力の低い製品を選択しましょう。

省エネラベルリング制度：

省エネ基準達成商品：緑色地に白文字

省エネ基準未達成商品：白色地に橙色文字



国際エネルギースタープログラム：

パソコンなどOA機器の消費電力に関する基準を満たす商品につけられるマークで、国際的な制度。



- ・白熱電球による照明は、電球型蛍光灯、またはLED照明などの低電力型に順更新していきましょう。
- ・自家用車を買う際は、ハイブリッドカーなど、低公害車（低燃費車、通称エコカー）にしましょう。

家庭での省エネルギーを心がけた生活の実践

- ・直射日光を緩和し、冷房効率向上のため「緑のカーテン」を育てましょう。
- ・冬季の暖房温度は控えめにし、重ね着をしましょう。
- ・冷蔵庫は冷やし過ぎないように設定温度を適正にし、ものを詰め込み過ぎないようにしましょう。
- ・フードマイレージの考え方を尊重し、地元産の野菜などを消費（地産地消）しましょう。
- ・照明やテレビなど、家電製品は不要時には消しましょう。使わないときは電源プラグを抜くか、スイッチ付のコンセントにしましょう。
- ・給湯器類の湯温は、必要最低限の設定にしましょう。
- ・健康維持のためにも徒歩や自転車を使いましょう。できるだけ公共交通機関を利用し、自家用車はアイドリングストップし、運転する時はエコドライブを心がけましょう。

新エネルギー利用機器の導入、促進（再生可能エネルギーへの転換）

- ・太陽光発電設備などを導入し二酸化炭素の排出を抑制しましょう。
- ・太陽熱を利用（温水装置など）しましょう。
- ・バイオマス利用として、薪や炭などの燃料を利用しましょう。薪や炭は、輸送による二酸化炭素排出を抑制するため、可能な限り国産品を使用しましょう。

《事業者のみなさんは》

職員、従業員などのエネルギー問題への意識の向上

- ・職員や従業員に、地球温暖化問題やエネルギーについて教育しましょう。

省エネルギー化の仕組みの構築と事業所運営の実践

- ・事業所内の省エネルギーのためのマニュアル（ルール）などを策定し、また実施状況を確認するため、省エネの自己診断方法を確立して実施しましょう。
- ・直射日光を緩和し、冷房効率向上のため「緑のカーテン」を育てましょう。また、職員や従業員の家庭でも「緑のカーテン」を育てるよう呼びかけましょう。
- ・ノーマイカーデーを設定し、二酸化炭素排出削減行動を実践しましょう。
- ・アイドリングストップし、運転時はエコドライブを心がけましょう。
- ・事業所内LANなどによりペーパーレスの仕組みを作り、プリント、コピーを減らしましょう。
- ・クールビズ、ウォームビズを展開し、管理温度を夏季28℃、冬季20℃を推進しましょう。

- ・照度は適正にし、通路などの場所は不要時に消灯しましょう。機器類は不要時には電源 OFF、または電源プラグをコンセントから抜きましょう。

事業所のエネルギー削減の目標展開

- ・事業所の省エネルギー目標を設定し、全員参加で目標を達成しましょう。そのためには、ISO14001、エコアクション 21 などの環境マネジメントシステム（他の手法や方針管理手法なども可）を活用し、継続的改善のサイクルを廻すことにより、活動をスパイラルアップする方法として効果的です。

建屋の高断熱化、設備・車両類の省エネルギー

- ・省エネルギー仕様（高断熱）の建屋、高効率な空調機器を導入しましょう。
- ・自動車、建設機械、農業機械は、省エネルギー型を選択、導入しましょう。
- ・設備機器類および生産用設備は省エネルギー型を採用しましょう。

開発、製造する製品（商品）の省エネルギー型化

- ・製品の開発段階で、消費電力量や燃料消費量が最少となるよう設計しましょう。

工業事業者の工法改善や技術革新による省エネルギー

低炭素社会への対応として、環境負荷削減の視点による経営が企業競争力の向上にもつながることを認識しましょう。

- ・リデュース（Reduce）の考え方が電気などのエネルギーを最小にします。例示：加工、処理時間の短縮。
- ・加工や組み立てなどにおいて、動力源の過剰な定格を確保することは避けましょう。例示：専用機などにおける過剰出力のモータ使用。
- ・工法改善や新技術を導入し、環境対応型加工（通称エコマシニング）による抜本的な省エネルギー化を実現しましょう。例示：クーラント用動力電力を削減するドライ加工や MQL 加工、工程の短縮、新工法の導入など。
- ・製造プロセスにおいて、部品洗浄などに使用する温室効果ガス排出係数が高い代替フロンは、環境負荷の少ない物質に変更しましょう。

太陽光などの再生可能な新エネルギーの導入、または低炭素エネルギーの使用

- ・太陽光発電などの再生可能なエネルギーに転換しましょう。
- ・CO₂排出係数の低いエネルギー（都市ガスなど）を使用しましょう。

外灯および看板照明の自粛、営業時間の工夫

- ・外灯や看板の照明は適度な明るさにとどめましょう。
- ・事業所構内の外灯で、深夜に不要なものはタイマーなどで消灯しましょう。
- ・終夜営業は、社会性、地域性、利用度などを考慮して、柔軟に判断しましょう。

2. 豊かな自然とふれあえるまち 《自然環境の保全》

本市は、周囲を山地、丘陵と諏訪湖に囲まれ、豊かな自然環境に恵まれたまちであり、私たちの生活に潤いとやすらぎをあたえています。これらを市民共有の貴重な財産として将来に適切に引き継いでいくため、その保全を図ります。

🌲 現状と課題

(1) 地下水の保全

地下水は、大切な自然資源の一つであり、本市においては生活に欠かすことのできない上水道の水源として多くを依存しています。このため、地下水の保全（涵養）は重要な課題となっています。

(2) 在来生物の保護（生物多様性の保全）

自然で身近な里山や親水エリアなどが、アレチウリやブラックバスなどの特定外来生物に侵食されており、生物多様性が失われつつあります。

このため、親水エリアの整備など身近な自然を再生し、生物や自然に親しむ場の確保を進めることが必要です。同時に在来生物の保護が必要となっています。

(3) 自然災害の防止

本市は、平成 18 年 7 月豪雨災害による甚大な被害を受けました。

水害や土砂災害の防止には、上流域の治山治水対策が重要であり、森林などの保水力を高める諸施策や、一方では人工的な水防・砂防対策も必要です。

恵まれた自然環境を維持し、これと調和しながら防災・減災害の施策を継続的に実施していくことが求められています。



(平成 18 年 7 月豪雨災害後の治山事業)

(4) 自然とのふれあい

自然への関心や理解を深め自然に配慮する行動をとることができる人材の育成と、自然とのふれあいの場や学ぶ機会を提供し、環境教育や自然と共生するまちづくりを進めていくことが必要です。

施策と取り組み

(1) 地域の特性に応じた自然環境の保全

① 健全な水資源の確保

- ・地下水保全の重要性について啓発活動を行います。
- ・水を有効に利用するための方策を、市民および事業者に呼びかけます。
- ・雨水貯留施設の設置促進のため、補助金制度を実施します。
- ・保水力を維持するため、森林や農地などを適切に維持管理するよう働きかけます。
- ・地下水涵養のため、道路や駐車場の雨水地下浸透対策を推進します。
- ・地下水採取制限ため、条例の制定を研究（検討）します。

② 里山の保全

- ・間伐材の有効利用のため、チップ化などにより里山に還元します。
- ・「水源の森百選」に選定されている横川山の健全な森林を育成します。

③ 在来生物の保護（生物多様性の保全）

- ・親水性に配慮した良好な水辺環境を維持し、水生生物を保護します。
- ・アレチウリやブラックバスなどの特定外来生物の駆除活動を行い、在来生物の保護活動を行います。

④ 農地、森林の保全（防災・減災害）

- ・水源、地下水涵養機能向上のため、山林を保全します。
- ・治山、治水のための造林、育林および間伐などを推進、支援します。
- ・植樹などの災害関連の防止策や行事への参加を呼びかけます。

⑤ 自然環境保全の推進

- ・土地開発事業などにあたり、自然環境が破壊されないよう監視します。
- ・市民、事業者、各種団体などと協働で推進します。

(2) 自然とのふれあいの推進

① 自然とのふれあいの場の整備

- ・ビオトープや親水エリアなど、身近な自然の保護と再生に努めます。
- ・自然景観を保全するため、眺望ポイントの保存および周辺の山々の自然植生の保護などを行います。
- ・「音風景 100 選の塩嶺小鳥のさえずり」の自然を保護します。
- ・公園、緑地、街路樹、水辺などの整備作業を計画し、市民に参加を呼びかけます。

② 自然環境体験、自然環境学習の推進

- ・環境に関する講座・教室などの充実を図り、市民および事業者への学習の場を提供します。
- ・こどもエコクラブ、環境セミナーなどの自然体験、自然学習の機会創出を行います。
- ・学校教育における環境教育、学習など、いっそうの充実と要請および支援を行います。
- ・幼児期や家庭における環境教育の大切さを啓発します。
- ・地域や各種団体などと連携し、出前講座などの活用と支援を行います。



(水生生物観察会)



(野鳥観察会)

 目標指標・数値

《指標名》

- (1) こどもエコクラブ登録数
こどもエコクラブの登録・運営を支援し、環境教育の推進を図る。
- (2) 森林の間伐面積
災害防止のため、間伐による森林整備を行い治山治水を図る。
- (3) 水の探検隊（水道施設の見学会）参加者数
水の大切さを実地で学び、生活習慣に役立てる。

《目標値》

指標名	実績	目標値
	2009年度 (平成21年度)	2014年度 (平成26年度)
(1) こどもエコクラブ登録数	3団体	35団体
(2) 森林の間伐面積	83ha/年	100ha/年
(3) 水の探検隊（水道施設の見学会） 参加者数	15名	25名/年

🌲 目標達成のために必要な取り組み

《市民のみなさんは》

緑を大切にし、地域の自然環境の保全

- ・地域の古木や樹林を大切にし、その保全に積極的に参加しましょう。
- ・ブロック塀や金属製フェンスよりも生垣づくりにし、庭木の植樹に努め、緑を大切に育てましょう。
- ・山菜取りなどで山に入る際は、樹木や草木、および山野草を大切にしましょう。また、ごみは捨てないで必ず持ち帰りましょう。

水の有効利用（大切に使い、節水する）

- ・水は貴重な資源であることを認識し、節水、再利用など大切に使いましょう。

地下水を溜め、水源涵養機能の向上

- ・屋根の雨水が地下にしみこんで地下水を養い育てることができるよう、雨水貯留タンクを設置して草花や植木への散水を通じて、水を土にかえしましょう。
- ・庭などの地面はコンクリートなどによる舗装は避け、できるだけ地面を残しましょう。舗装する場合は透水性アスファルト舗装や、水が浸透しやすいインターロッキングにしましょう。



（雨水貯留タンク）

農地、森林の保全と防災、減災のための森作りなどへの積極的参加

- ・山林保有者は山の保水力を高める効果のある、針葉樹と広葉樹が混在した混交林の育成や、適度な間伐などを行い、「緑のダム」を育成し水源涵養機能を高めましょう。
- ・植樹、間伐、下草刈りなどの豪雨災害防止策や行事に協力しましょう。

公園、緑地、街路樹、水辺の整備などへの積極的な協力

- ・市や地域が行う公共施設の整備には、積極的参加しましょう。

在来生物の保護

- ・鳥類、昆虫、魚類などの野生生物を大切に保護し、生物が生息している場所の緑地や水辺の保護、管理に協力しましょう。
- ・現在の生態系に悪影響を及ぼす恐れのある外来生物は、「入れない、捨てない、拡げない」ことを基本にします。多くの生物が生育するよう（生物多様性）、外来のアレチウリやブラックバスなどの駆除に努めましょう。

自然とのふれあいと環境に関する教育への参加

- ・生活排水は下水道に適正に接続し、小川などの水辺のきれいさが保てるよう親水性の向上に役立てましょう。
- ・諏訪湖や河川清掃の美化活動に積極的に参加しましょう。
- ・水辺や里山にごみを残したり、ポイ捨てしたり汚さないようにしましょう。
- ・こどもエコクラブ、環境セミナーなどに積極的に参加しましょう。

《事業者のみなさんは》

自然環境の保全のための美化活動への参加

- ・ 諏訪湖や河川清掃の美化活動に積極的に参加しましょう。

節水と水の有効利用

- ・ 水道水は節水し、また工業に使用した水は適切な排水処理と再利用をしましょう。

所有地内の地下水涵養機能の向上

- ・ 雨水が地下にしみこんで地下水を養い育てることができるよう、構内のコンクリートなどの舗装は避け、できるだけ地面を残しましょう。舗装する場合は透水性アスファルト舗装や、インターロッキングにしましょう。
- ・ 建屋の屋根の雨水は側溝に放流することなく、雨水浸透ますを設置し、地下水を養い育てましょう。



(インターロッキング)



所有地内の緑化等、および自然環境への配慮

- ・ 所有地内の緑化を図り、また遊休地にはビオトープなどを設置しましょう。
- ・ 建物の配置に留意し敷地内の自然環境の保全に配慮するとともに、周辺との調和を図り、可能な限り緑地を維持しましょう。
- ・ 鳥類などの野生生物の保護のため植樹などで生息環境を維持し、夜間は過度な照明を自粛しましょう。

土地開発時の災害要因防止と自然環境の保全

- ・ 土地開発の際は、切土、盛土を極力避け、地形の変化による豪雨時の水害や土砂災害の発生要因を作らないようにしましょう。
- ・ 動植物の生息状況を確認し、土地開発による生態系の変化や破壊のないよう配慮しましょう。

農地、森林の保全＝防災、減災のための森作りなどへの積極的参加

- ・ 植樹、間伐、下草刈りなどにより、豪雨災害防止に協力しましょう。

3. 安全で安心なすがすがしいまち 《生活環境の保全》

水質・土壌汚染、光化学オキシダントの発生、建物撤去時などの石綿（アスベスト）の処理などの公害問題が全国的に発生しています。本市においても大気汚染、水質汚濁などの公害のない安全なまちづくりが求められています。発生源対策や汚染源の改善、および監視体制の強化や啓発を施策として取り組みます。

🌲 現状と課題

(1) 大気汚染

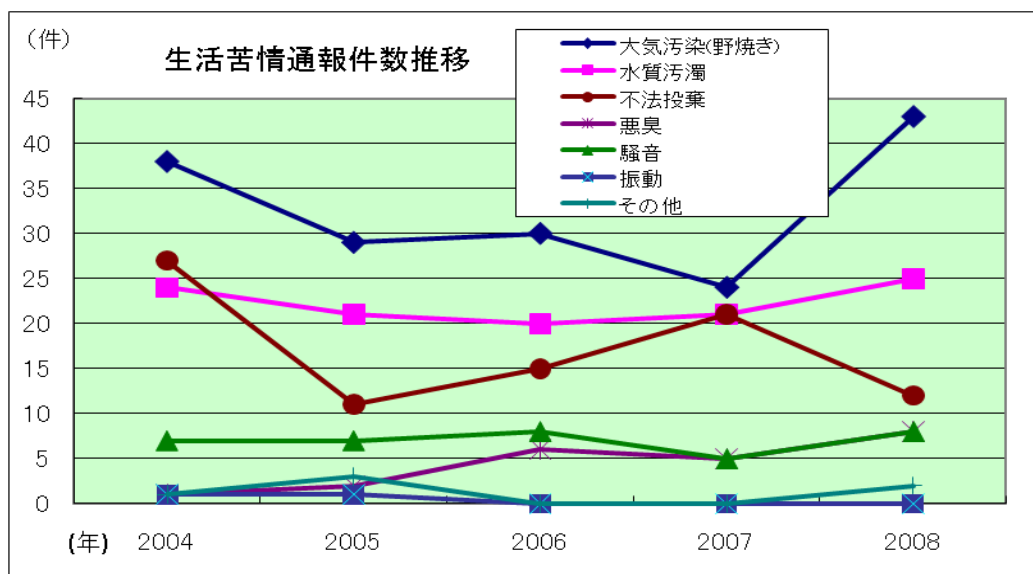
市内の窒素酸化物（NOx）、硫黄酸化物（SOx）などの大気汚染物質測定結果は環境基準を達成し、大気はほぼ良好な状態にあります。なお、大気汚染に関連し、野外焼却（野焼き）による煙公害の通報が多く、市民の意識向上により防止しなければなりません。

(2) 水質汚濁

- ① 塚間川などの河川の汚濁の程度を示す BOD（生物化学的酸素要求量）は、年次で改善の傾向を示しています。なお、河川への油類の漏油件数が増加傾向となっています。管理を確実にし、灯油などの漏れが発生しないよう努めなければなりません。
- ② 諏訪湖の COD（化学的酸素要求量）は環境基準を超えており、河川と同様に浄化対策に取り組まなければなりません。
- ③ 本市においては、生活に欠かすことのできない上水道の水源は地下水に多くを依存しています。このため、地下水の安全化は重要な課題となっており、水の循環利用も含めて水資源の保全が必要です。工場の排水管理と、地下水のモニタリングを継続して監視していく必要があります。

(3) ごみの不法投棄、野外焼却（野焼き）

ごみの不法投棄、および違法な野外焼却（野焼き）が後を絶たず、『岡谷市ポイ捨ての防止等に関する条例』や、『廃棄物の処理および清掃に関する法律』などの周知と啓発活動、および監視が必要です。



施策と取り組み

(1) 総合的な生活環境保全対策の推進

① 水質汚濁、土壌汚染、大気汚染防止

- ・実施中の河川水質調査、地下水モニタリング調査、地下水追跡調査などを継続実施し、実態を把握して水質監視を行います。
- ・下水道を普及させ、生活排水と雨水を分離して河川の浄化を図ります。
- ・工場などの排水の排水基準値を遵守するよう指導します。
- ・減農薬栽培や適肥栽培など、農薬や肥料の使用抑制と、有機栽培を呼びかけます。
- ・工業事業者には、使用する有害化学物質を適正管理するように周知します。
- ・有害化学物質対策について、国、県の動向を把握し関係方面に情報を提供します。
- ・大気汚染の特定工場(事業所)の発生源に対して、施設の維持管理要請と関係機関との協力および指導を行います。
- ・オゾン層保護のため、関係機関と連携し製造業におけるフロン類などの使用削減を働きかけます。
- ・ダイオキシン類などの発生抑制のため、清掃工場の設備を維持管理します。

② 騒音、振動防止

- ・主要道路の自動車騒音測定、公害苦情調査などにより状況を把握し、必要な是正を行います。
- ・騒音の特定工場などに対して、機械設備の適正な管理と騒音防止対策の指導を行います。
- ・工場などの新築、増築および機械設備の導入時に騒音、振動の影響が危惧される場合には、計画段階で対策を行うよう指導に努めます。
- ・住宅と工場の混在地区では産業育成などの施策と連携し、騒音・振動公害の防止に努めます。
- ・建設作業に伴う騒音・振動を防止するため監視と適切な指導を行います。

(2) 野外焼却(野焼き)、不法投棄の防止

① 監視体制の強化

- ・野外焼却(野焼き)、不法投棄の防止を図るため、県、近隣市町村などと連携し、パトロールの実施と防止看板設置などにより周知を図ります。
- ・『ポイ捨ての防止等に関する条例』施行後の遵守状況監視と評価を行い、適切な指導、啓発を行います。

② 啓発活動の展開

- ・野外焼却(野焼き)や不法投棄、ポイ捨てについて広報、ホームページなどを活用して周知し、モラル向上を図ります。

🌲 目標指標・数値

《指標名》

(1) 廃食用油回収量

廃食用油回収事業の運営を支援し、リサイクルの実践を図る。

(2) 水質調査河川のBOD最高値

水質調査河川の内、BODの最も高い河川の数値により、生活環境汚染の状況を把握する。

(3) 下水道の普及率

河川および諏訪湖の汚染を防止するため、普及率を継続して監視し改善する。

《目標値》

指標名	実績	目標値
	2009年度 (平成21年度)	2014年度 (平成26年度)
(1) 廃食用油回収量	1,416 ℓ	1,800ℓ
(2) 水質調査河川のBOD最高値	1.1 mg/ℓ	1.0 mg/ℓ以下
(3) 下水道普及率	99.4%	99.5%

🌲 目標達成のために必要な取り組み

《市民のみなさんは》

水や土地（土壌）を汚さない配慮

- ・ 合併処理浄化槽を設置している家庭では適切な維持管理を行い、排水基準を守りましょう。
- ・ 諏訪湖や河川清掃に積極的に参加しましょう。
- ・ 灯油が流出しないよう防油堤を設置し、地下浸透することのないよう灯油タンクの管理を行い、給油に十分注意しましょう。
- ・ エンジンオイルなどの有害なものを地面に廃棄浸透させたり、河川へ放流するなどの行為は絶対にしないようにしましょう。

ポイ捨て、野外焼却（野焼き）などの禁止

- ・ たばこの吸殻、ガムなどをポイ捨てしないようにしましょう。
- ・ 外出や行楽の時のごみは持ち帰り、正しく分別して正しく廃棄しましょう。
- ・ 不法投棄を発見したらすみやかに関係機関に通報し、市民総ぐるみで早期発見、早期対応に努めましょう。
- ・ 犬のふんは飼い主が必ず後始末をし、野良猫にはむやみに餌を与えないようにしましょう。
- ・ 野外焼却（野焼き）の禁止。
法律により家庭から出るごみや剪定枝の焼却は禁じられています。
少量の落ち葉たきは可能ですが、これも時間帯や風向きなどを考慮して、近隣の迷惑にならないように配慮しましょう。
- ・ 公共交通機関を利用し、排気ガスによる大気汚染を防ぎましょう。

騒音の発生防止

- ・風呂釜やボイラー、エアコンの室外機などは低騒音型を選択し、近隣に影響の少ない場所に設置しましょう。
- ・自動車のアイドリングは騒音防止の観点からも必要最小限にしましょう。
- ・飼い犬は規則正しい飼育により、ストレスによる鳴き声で近隣に迷惑をかけないようにしましょう。

宅地の緑化による空気浄化作用

- ・草花、植木、生垣などを育てましょう。

《事業者のみなさんは》**公害防止管理の徹底と、事故および汚染の予防**

- ・日常管理を徹底し、環境関連の事故および汚染の発生を予防しましょう。
- ・大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法などにかかわる施設を保有する事業者は、『特定工場における公害防止組織の整備に関する法律』に基づき、公害防止統括者などの選任や、公害防止組織を整備し、役割責任を明確にして公害防止を図るよう義務付けられています。
- ・工場における公害関連の管理基準（値）は、リスク回避のため法令の基準より厳しい自主基準を設けて管理することを推奨します。
- ・地下タンクの漏洩検査、排水・排煙検査等々、法規制を受ける公害関連の検査は確実に実施し記録を残します。環境事故防止には予防・予知施策（リスク管理）を確立して運用管理することが肝要です。
- ・公害や環境関連事故が発生した場合、発生原因を明確にして再発防止策を的確に確立し、維持管理しましょう。

有害化学物質による汚染防止

- ・製造関連の事業者は、製造工程設計の際、有害な環境関連物質を使用しない製造方法を採用しましょう。環境関連法令における使用禁止物質以外であっても、『化管法』（略称）に規定するP R T R制度の指定化学物質は極力使用しないことが管理を容易にします。

事業所からの排水処理管理と、土壌・地下水の汚染防止

- ・工場などからの廃水は、定められた排水処理を行って放流し、また排水処理施設は適切な維持管理を行いましょう。
- ・排水処理施設のない事業者は、外部委託処理を確実に行きましょう。
- ・廃洗浄液および廃油類は、産業廃棄物として適法な処理が必要です。
- ・大量の食用廃油や、水素イオン濃度指数（pH）などが法規制基準に該当する廃水を排出する事業者は、下水道や側溝への直接放流が禁止されています。除害施設を設置し使用する（下水道法）などの施策が必要です。
- ・燃料や、有害物質の河川への流出防止、地下浸透を防ぐため、地上または地下タンクおよび配管などの点検（加圧漏洩試験など）を行います。法令が適用される施設はこれの遵守が必要です。
- ・自主的に土壌調査を行い、人の健康や生活環境への被害防止に努めます。工場からの用途変更時は確実な調査を行い、汚染が顕在化した場合は土壌の入れ替えなどの方法で土地の浄化が必要です。
- ・事業所の生活雑排水は、下水道に接続しましょう。

農作物への殺虫剤、除草剤などの使用の最少化

- ・地下水の汚染防止、栽培作物の安全性を維持するため、農薬や除草剤の過剰散布をやめましょう。

事業所、および建設作業における騒音・振動防止

- ・騒音規制法の特定施設を所有する事業者は、外部への騒音防止のための施策が必要です。
- ・騒音の特定工場の指定如何にかかわらず、機械設備は維持管理し、騒音、振動の発生を防止しましょう。
- ・空調機の室外機、または送風機、排風機などは、近隣に影響の少ない場所に設置し、常に点検を行いましょう。
- ・貨物車、営業車のアイドリングをやめ、荷役作業時の騒音が近隣の迷惑にならないよう配慮しましょう。

営業騒音（深夜営業など）の防止

- ・飲食業などにおける、深夜の騒音防止に配慮しましょう。

事業所からの排ガス類の濃度管理

- ・ボイラ排煙の硫黄酸化物や窒素酸化物など、法規制のある物質の濃度測定は確実に実施することが義務付けられています。

野外焼却（野焼き）、ポイ捨てなどの禁止

- ・職員や従業員への教育・啓発を行い、組織ぐるみで法令や条例の遵守が大切です。

所有地の空き地の緑化による、草木・樹木の空気の浄化作用の利用

- ・緑化による効果とされている、消臭、蒸散作用、および視覚疲労の緩和を促すため、可能な限り緑化を進めましょう。

悪臭発生の防止

- ・製造関連事業者は、悪臭防止法に規制される物質を使用しないようにしましょう。
- ・局所排気の排気ダクト放出口の方向（向き）に配慮し、排気の大気放散と拡散がされるようにしましょう。

市民協働への参加

- ・諏訪湖や河川清掃に積極的に参加しましょう。

4. ものを大切にすまち 《循環型社会の構築》

地球上の資源には限りがあります。資源を枯渇させないために持続可能な資源循環型社会の構築に取り組みます。そのために市民、事業者、市がそれぞれの役割分担をし、資源の有効利用、廃棄物の発生抑制（リデュース）、および再利用（リユース）、再生利用（リサイクル）に取り組みます。

🌲 現状と課題

(1) 資源枯渇と廃棄物処理の負荷

大量生産・大量消費、大量廃棄にブレーキがかからない状況が続いており、市民および事業者の資源の有効利用が強く求められています。

廃棄物処理においては、全国的に埋め立て施設の容量がひっ迫しています。本市においても同様の問題を抱えており、廃棄物の埋め立て最終処分場は2014年度末（平成26年度末）で満杯の見込みとなっています。このため、ごみの発生抑制と再利用のため、「生ごみリサイクル拠点回収事業」や、資源物である空き缶、金属類、また古紙などを毎月最終日曜日の午後に回収する「サンデーリサイクルデー」、および「家庭ごみ等の有料化」などを通じて、ごみの排出量を減少させることが急務の状況となっています。

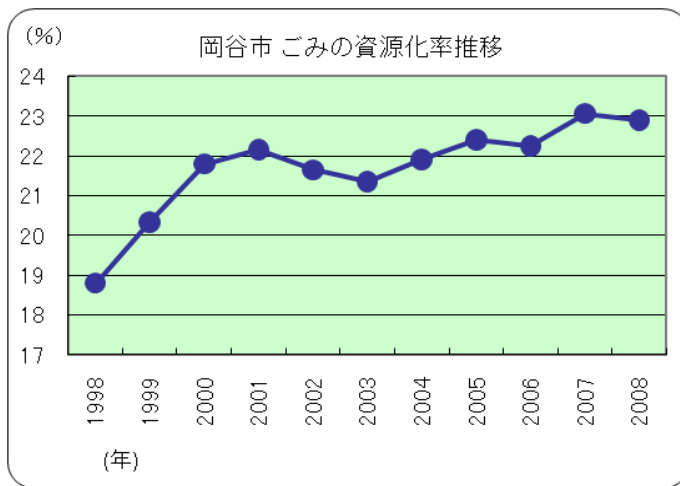
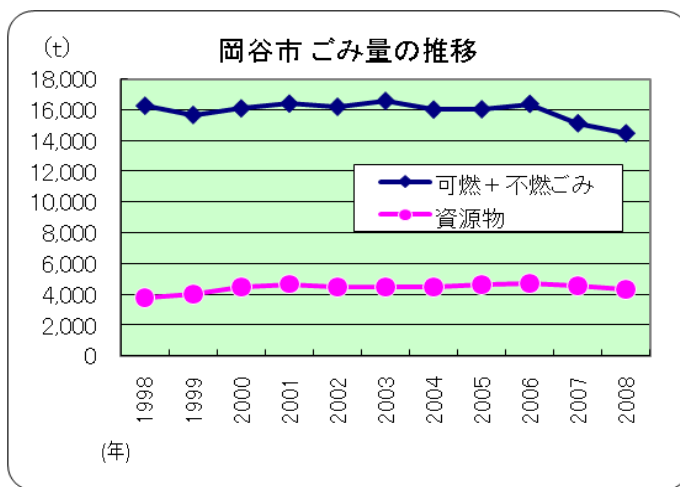
(2) ごみ量の推移

市民の間でごみの分別や減量が進み、リサイクルへの関心も徐々に高まってきているものと判断できます。

（右 グラフ参照）

(3) ごみ減量化の施策

2010年（平成22年）4月から施行された「家庭ごみ等の有料化」の実施・運用状況を監視し、ごみの減量化を着実に推進していくことが必要です。

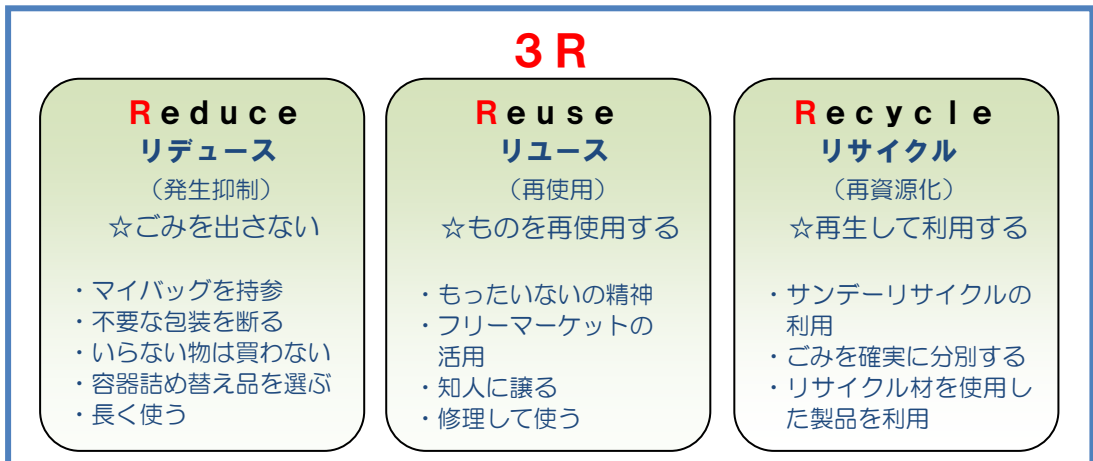


🌲 施策と取り組み

(1) 廃棄物の発生抑制、再資源化の推進

① 3Rの推進

- ・ 3Rが浸透するよう、広報などを通じて周知します。
- ・ 市民、事業者、行政が一体となり役割を明確にして3Rに積極的に取り組むよう、啓発活動を充実します。



② 再資源化の推進

可燃ごみ発生量を減少させるため、特に再資源化／リサイクルの促進に取り組めます。

- ・ 廃棄物減量のため、『容器包装リサイクル法』に基づく分別収集の方法を周知し、容器包装の「その他プラスチック」のリサイクルを推進します。
- ・ 生ごみのコンポスト（堆肥化）や処理器などによる資源化促進を図ります。
- ・ 生ごみ拠点回収事業を拡大定着し、ごみの減量および資源化を促進します。
- ・ 廃棄物の処理と再資源化のシステムについて、「湖周ごみ処理基本計画」に基づき広域的な取り組みを進めます。

③ 家庭ごみなどの有料化の定着

- ・ 排出量に応じたごみ処理手数料を徴収して負担の公平性を確保し、ごみの減量やリサイクル意識を高め、発生を抑制します。

④ ごみの収集の円滑化、効率化

- ・ 指定ごみ袋の使用や資源物の定められた排出方法により収集の円滑化、効率化を図ります。

(2) 廃棄物の適正処理の推進

① 廃棄物の適正処理と施設の維持管理

- ・ 『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』に基づき適正な処理を行うよう、種々の機会を通じて働きかけます。
- ・ ごみの有料化移行後の運用確認と、必要な改善を実施します。
- ・ 樋沢最終処分場の延命措置を検討します。

② 廃棄物処理広域化の推進

- ・ 経済性、効率性の面から湖周3市町の広域処理施設の整備を推進します。

③ 産業廃棄物の適正処理

- ・ 事業者に対し産業廃棄物を削減するよう働きかけます。
- ・ 事業者による不法投棄の防止、排出時適正処理の遵守、およびリサイクル化の促進を働きかけます。

🌲 目標指標・数値

《指標名》

- (1) 可燃ごみ発生量
- (2) 一人1日あたりの生活ごみ排出量／一人・日
(家庭系可燃ごみ＋家庭系不燃ごみ) ÷ 人口 ÷ 365 日
- (3) 資源化率
総ごみ量に占める資源物の割合。

《目標値》

指標名	実績	目標値
	2009年度 (平成21年度)	2014年度 (平成26年度)
(1) 可燃ごみ発生量	14,031 t	10,967t
(2) 一人1日あたりの生活ごみ排出量	739 g／一人・日	448 g／一人・日
(3) 資源化率	23.15%	41.06%

🌲 目標達成のために必要な取り組み

《市民のみなさんは》

ものを大切にする生活様式の見直し

- ・「もったいない」の精神を大切にし、ものを大切にする心を育みましょう。
- ・ものを大切に扱い、より長く使用しましょう。
- ・ペットボトルなどの使い捨て商品の購入を控え、長く繰り返し使える商品、詰め替えのできる商品を利用し、容器の廃棄を抑えましょう。
- ・衝動買いをしないよう心がけましょう。

廃棄物を出さない生活様式と行動

- ・日常生活において、常に「3Rの精神」を意識し、励行しましょう。
- ・マイバッグ（買い物袋）を持参し、また過剰包装を断るなど環境に配慮した買い物をしましょう。
- ・生ごみの発生を抑えるよう、買い物や調理の工夫などエコクッキングに努めましょう。←リデュース：買いすぎない・食事を作り過ぎない・食べ残さない。

不要物の再使用

- ・不要となったものは、他人に譲ったり、フリーマーケットに出したりするなど、再使用の道を探りましょう。←リユース

再資源化のための正しい分別と、適正な排出処理の実践

- ・不要となったものは資源になるものを分別し、リサイクルされるよう正しい方法で排出しましょう。
- ・販売店における食品トレイ、ペットボトル、紙パックなどの回収や、自動販売機の回収ボックスによる回収を有効利用しましょう。←リサイクル。
- ・生ごみは分別し堆肥化して利用しましょう。堆肥として自家利用できない場合は、コンポスト容器、電動式生ごみ処理機、ディスプレイ排水処理システムなどを利用して、堆肥や処理カスを農業者などに譲るなど、有効に再利用しましょう。

- ・家電リサイクル法など、法律に定められた方法で処理し、リサイクル料金を正しく支払い、適切な再生処理や再資源化がなされるように努めましょう。

再生品、または再生材を使用した製品の積極的利用

- ・物品を購入するときは、エコマークのある製品や、再生材料を使用している表示のものを選択しましょう。

エコマーク：環境への負荷が少ない商品。



再生紙使用マーク：古紙配合率を示す。



問い合わせ：(財)日本環境協会エコマーク事務局

廃棄物の正しい分別と、収集体制への協力

- ・廃棄するときは、リサイクルを容易にするために、リサイクル識別表示マークにより分別して廃棄しましょう。



問い合わせ：(財)日本環境協会エコマーク事務局

- ・容器包装リサイクル法に基づき、容器包装の「その他プラスチック」の分別を徹底しましょう。
- ・生ごみリサイクル拠点回収事業に積極的に協力しましょう。
- ・分別回収や、サンデーリサイクルデーを有効に活用しましょう。
- ・粗大ごみが発生した場合には適正に処理し、不法投棄は絶対にしないようにしましょう。
- ・家庭から出る廃食用油は、廃油回収を利用して処理しましょう。

《事業者のみなさんは》

開発、製造、販売する商品の資源有効利用

- ・ 開発製品（商品）は、製品の誕生から廃棄までの環境に与える影響を数値化するライフアセスメント手法（LCA）を導入すると、環境負荷を低減することが可能です。
- ・ 開発製品（商品）はコンパクト設計とし、材料の使用を最小限にした省資源型ものづくりを進めましょう。
- ・ 開発製品（商品）は長期間使用できる長寿命設計とし、また可能な限り再生材を使用しましょう。
- ・ 製品の過剰な型式変更（モデルチェンジ）は控えましょう。
- ・ 分解しやすく、再利用、再生使用しやすい製品開発に努めましょう。
- ・ 製品の修理など、アフターサービスの体制を整え、対応しましょう。

製品に使用する部材の、有害物質非含有化

- ・ 製品が廃棄される際、再資源化を容易にするため、有害物質を含有しない部材を使用しましょう。

販売商品に使用する梱包・包装材の最少化、これの再利用、または再生使用

- ・ 製品を保護する梱包材は、必要最低限の容積と材料にしましょう。
- ・ 梱包材は再生可能な材料を選択し、可能であれば自社で再利用しましょう。

販売商品廃棄時の、リサイクルシステムの構築と運用

- ・ 家電リサイクル法など、法に定めるリサイクルのほか、自社製品のリサイクルシステムを構築しましょう

製造・サービス・その他すべての活動における廃棄物の発生抑制

- ・ 廃棄物の削減方法や、不法投棄の防止などについて職員や従業員に対する教育・啓発に努めましょう。
- ・ グリーン購入を推進しましょう。
- ・ 詰め替え、補充方式の採用により、使い捨て商品の購入、使用を控え、廃棄される容器を減少させましょう。
- ・ 片面使用済み用紙の裏面使用、両面コピーを徹底しましょう。
- ・ 事業所内の報告、承認などは電子決裁システムにし、ペーパーレスの仕組みをつくり運用しましょう。
- ・ 外部へのパンフレット、刊行物などは発行部数を必要最低限としましょう。

産業廃棄物の削減

- ・ 製造プロセスにおいては、切りくずや加工片などのスクラップが発生しないよう、また廃水や廃油が出ない工程設計をしましょう。←リデュース
- ・ 仕入先や協力工場からの部品の購入時、使い捨ての包装やダンボールに替えて、通い箱を採用しましょう。
- ・ 発生したスクラップや廃水、廃油など、すべての産業廃棄物は事業所内または外部でリユース、またはリサイクルの方法を研究し処理しましょう。

食品小売業、食品加工、飲食業者の計画的仕入れなどによるリデュース

食品関連事業者は、『食品リサイクル法』にのっとり、食品廃棄物の発生抑制に努めましょう。

- ・適正な仕入れにより、売れ残りや賞味期限切れなどによる食品廃棄物の発生を抑制しましょう。
- ・極力、調理くずが発生しないようにしましょう。
- ・お客様が食べ残さないための工夫をしましょう。
- ・使い捨ての割り箸はやめ、繰り返し使用できる箸に切り替えましょう。

食品小売業、食品加工、飲食業者の食品廃棄物のリユース、リサイクルの推進

食品関連事業者は、『食品リサイクル法』にのっとり、食品廃棄物の再生利用などを促進しましょう。

- ・調理くず、または食品廃棄物は、直接有効利用する方法として畜産農家などに対し、飼料として再利用できるよう利用先を探して提供しましょう。
- ・直接処分できない場合は、自家処理や業者委託による堆肥化、または肥料化しリサイクルしましょう。

不法投棄の防止

- ・産業廃棄物の発生抑制に努め、管理や処理にあたっては関係法令を遵守。
産業廃棄物の処理の委託にあたっては、委託業者と書面による契約を締結したうえで、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付し、さらに最終処分場まで適正に処理されていることを実地で確認することで、適正処理が保証できます。

製造事業者は、最終的に廃棄物のゼロエミッションを指向

- ・事業活動においては廃棄物が発生しないよう工夫し、発生した不用物（廃棄物）は、他の産業における有効利用先を探し、廃棄物ゼロを目標にしましょう。

5. 美しさと潤いのあるまち 《快適環境の形成》

本市では、これまで文化施設の整備をはじめ、市街地再開発事業などの都市計画事業などを進め、優れた景観の形成に努めてきました。今後いっそう質の高い都市環境の整備・創出、文化の薫り高い景観に配慮した都市の形成が必要となっています。また、貴重な歴史的遺産・文化的資産を保存し、活用していくことも大切なことです。

🌲 現状と課題

市民生活においては、「物の豊かさ」から、「心の豊かさ」が求められる時代になっています。これに応じ、都市の形成、都市基盤の整備においても、より潤いのある快適な都市環境づくりが求められています。本市にあっては、これまでも景観保護や緑化・美化の推進に努めてきましたが、これらの活動を継続し、また新たな潤いあるまちづくりの創出をしていくことが課せられています。

🌲 施策と取り組み

(1) 景観の保全と創出

① 景観を守り、新たな創出

- ・「岡谷市都市計画マスタープラン」、「岡谷市景観形成基本計画」を推進し、景観の保全・創出を図ります。
- ・人と動植物が共生できるよう、生態系に配慮した自然環境の維持と創出に努めます。
- ・眺望ポイントを守り、周辺環境を大切にし、必要な整備を継続します。
- ・市民、事業者、行政が協力できるようなイベントや事業の運用体制を整え推進します。
- ・景観阻害要因の改善や規制を行います。

② 緑化と美化の推進

- ・市内の樹林地、樹木などにより形成される自然景観の保全に努めます。



(湖畔公園)



(塚間川の桜並木)

(2) 歴史的・文化的資産の保存と活用

① 歴史的・文化的資産の保存と活用

- ・ 歴史的まちなみの保存に努めます。
- ・ 市街地の社寺林、古木、樹林などの歴史を物語る貴重な財産を保存します。
- ・ 地域の史跡、文化財を生かすため周辺環境の変更等に配慮し、固有の景観を維持します。また伝承文化は大切に継承します。
- ・ 国指定史跡の梨久保遺跡、市指定史跡の花岡城跡、スクモ塚古墳、唐櫃石古墳などを保護し保存します。
- ・ 市内遺跡発掘調査出土品などの文化財を保存します。



(旧 林家)



(中山道)

🌲 目標指標・数値

《指標名》

- (1) 緑と水辺の創出に対する市民の満足度
都市緑化の推進により、市民アンケートの満足度を上げる。
- (2) 岡谷市の景観に対する市民の意識
美しい景観の整備を行い、市民アンケートの、① 満足度、② 重要度を上げる。

《目標値》

指標名	実績	目標値
	2009年度 (平成21年度)	2014年度 (平成26年度)
(1) 緑と水辺の創出に対する市民の満足度	19.3%	38.4%
(2) 岡谷市の景観に対する市民の意識		
① 満足度	14.0%	40.0%
② 重要度	40.2%	76.0%

🌲 目標達成のために必要な取り組み

《市民のみなさんは》

公園、緑地、街路樹、水辺の清掃美化への協力

- ・ 公共施設などの清掃、美化行事に参加しましょう。
- ・ 自宅周辺の街路樹は、乾燥時の散水や落ち葉の片付けに協力しましょう。

自宅敷地の緑化

- ・ まちなみの潤いを保つためにも、植樹や草花を育てましょう。

歴史的まちなみ、文化財と調和したまちづくり

- ・ 歴史的遺産とその周辺環境を長く保存するため、その保全活動には積極的に参加しましょう。
- ・ 地域に埋もれた文化財、伝承文化などについて情報を提供するとともに、文化財の保存に協力しましょう。

《事業者のみなさんは》

公園、緑地、街路樹、水辺の清掃美化への協力

- ・ 公共施設などの清掃、美化行事には、事業所ぐるみで参加しましょう。
- ・ 事業所周辺の街路樹は、乾燥時の散水、落ち葉の片付けに協力しましょう。

事業所内の緑化

- ・ まちなみの潤いを保つためにも、植樹や草花を育てましょう。

事業所の構築物をまちなみの景観に調和

- ・ 周辺の景観にあった建築物となるよう配慮しましょう。

歴史的まちなみ、文化財と調和したまちづくり

- ・ 歴史的遺産とその周辺環境を長く保存するため、その保全活動には積極的に参加しましょう。
- ・ 地域に埋もれた文化財、伝承文化などについて情報を提供するとともに、文化財の保存に協力しましょう。

6. みんなが環境保全に参加するまち 《参加と協働》

地球環境を守るためには、身近なまちづくりから持続可能な循環型社会への構築・定着まで広範囲な活動が必要です。このため、環境保全を推進する『第2次岡谷市環境基本計画』では、6項目の基本目標それぞれにおいて参加と協働が必要です。そして、基本計画の全体の推進においては、市民・事業者・行政が一体となって自主的・積極的な取り組みを展開していくことが重要であり、これが計画達成を左右します。そのために、推進全般にかかわる環境関連の教育・啓発、環境情報の収集や伝達などの施策を推進していきます。

現状と課題

(1) 環境保全に対する意識

市民の環境保全に対するアンケートでも地球温暖化や異常気象、水質浄化やごみ問題に高い関心が示されており、環境問題に対する意識の高まりがうかがえます。一方ではごみの分別不良や不法投棄などが後を絶たない状況にあります。

環境保全の意識の高まりが自発的な行動に結びつくように、教育、学習、および市民・事業者の協働をいっそう推し進める必要があります。

(2) 役割認識と自発的行動

身近な環境の維持、より良い環境の創出、そして広く地球環境保全のために取り組んで成果をあげることは容易なことではありません。

そのため、各層（市民・家庭・学校・団体・事業者・市など）がそれぞれの役割を認識して行動し、その責務を担っていくことと、相互に協力していくことが必要です。そして、自発的な参加と行動が定着・維持されるよう環境保全活動を継続的に推進していくことをめざします。

(3) 環境教育および学習

環境問題の重要性の認識や、課題解決のためには環境保全意識の向上とともに、学習・知識の習得が必要です。子どもたちからの学習や、市民に対しては施策の実践段階での説明や周知も必要であり、実施していきます。

(4) 環境保全と事業活動

事業（企業）活動においては、製品やサービスを提供していただくとともに、地域雇用も確保する役割を果たされています。一方では、生産活動やサービス活動は環境負荷を伴います。これら環境負荷削減と事業活動とが両立するような施策が必要です。

(5) 環境情報の収集と業務への反映

環境維持のために関連法令・条例の改正頻度が多くなり、また、新たな環境対策が開発されています。正確な情報を迅速に収集し、これを広く伝達して業務などへ反映していくことが肝要です。

🌲 施策と取り組み

(1) 自発的参加と行動、活動の推進

① 環境学習の推進

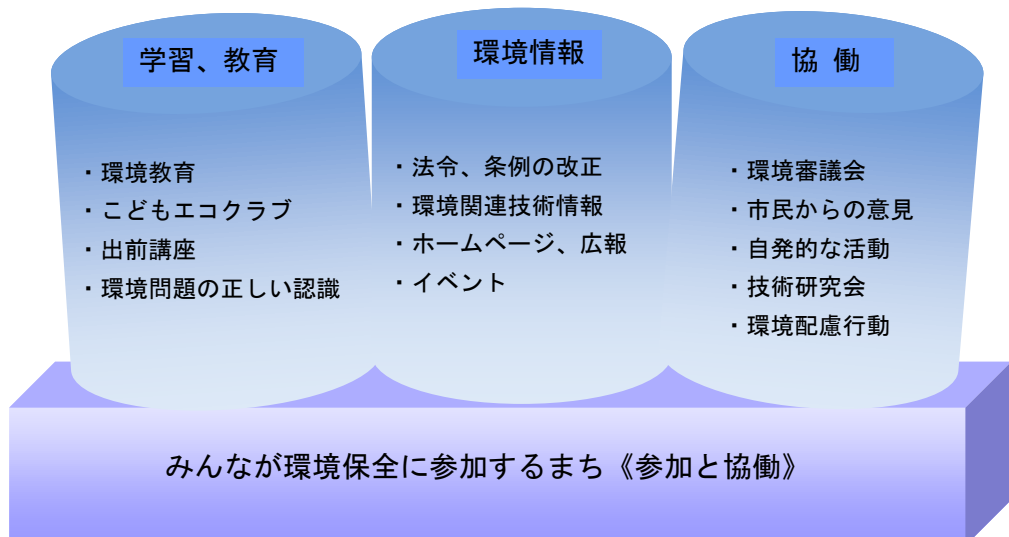
- ・学校の環境教育が、いっそう推進されるよう配慮します。
- ・市民、事業者、各種団体などに対して、各種出前講座を実施します。
- ・「こどもエコクラブ」、「みどりの少年団」などの育成と支援を行います。

② 環境情報の活用

- ・環境に関する議定書等、また国の法令、県条例などの制定、改正内容を適時に的確に入手して、『第2次環境基本計画』の実施推進に反映します。
- ・変化する環境関連技術やその他の環境関連情報を収集し、必要な情報を広報やホームページに掲載するなど、広報活動の充実に努めます。
- ・イベントの開催により、環境保全に関する知識の普及活動を行います。

③ 市民、事業者、行政との協働

- ・環境審議会による環境保全計画の検討、および計画実施段階での実績・実態を把握して開示します。
- ・環境施策の推進にあたっては、市民からの意見の反映に努めます。
- ・地域住民や市民団体などによる自発的な環境保全活動を促進するため、その育成・支援に努めます。
- ・環境保全と事業活動の両立をめざし、技術革新の必要性の啓発、各種技術研究会による技術融合を図ります。
- ・市民と行政が互いの役割分担を定め、両者のパートナーシップのもとで美化を進めるアダプトプログラムを推進し、市民協働の機会創出を図ります。



🌲 目標達成のために必要な取り組み

《市民のみなさんは》

環境保全は全員参加

- ・市民一人ひとりが環境問題に関心を持ち、より良い環境行動をしましょう。

環境保全活動に自発的参加と行動ができる意識の醸成

- ・市民一人ひとりが環境問題を正しく認識し環境人として行動し、その「環^わ」を広げていきましょう。
- ・家庭で環境問題を話題にし、環境に配慮した行動を習慣づけましょう。
- ・地域や団体などの環境保全活動に積極的に参加しましょう。

環境関連の教育や研修に積極的に参加

- ・市などが開催する環境学習の場に積極的に参加し、正しく幅広い知識を身につけましょう。
- ・環境の現況を把握するための、モニターなどの調査活動に参画しましょう。
- ・地域で環境について学び、行動する機会をつくるように努めましょう。

環境情報を集め、知識の向上と実践

- ・市のホームページ、広報、また一般報道などの環境関連情報に関心を持ち、知識を吸収して実践しましょう。

《事業者のみなさんは》

環境保全と事業活動の両立

- ・事業活動と環境保全が両立するように、環境マネジメントシステムを構築し運用しましょう。
- ・活動の結果、環境保全効果を確認するとともに、環境会計の導入により、環境保全のために要した費用と経済効果を把握し、経営計画に反映しましょう。
- ・工業事業者は、各種技術研究会などに積極的に参加しましょう。

職員、従業員などへの環境保全教育の充実

- ・職員や従業員の環境問題の知識向上と、環境保全への意識醸成のための教育を推進しましょう。

環境情報の提供および収集と、業務への反映

- ・販売商品のリサイクル方法の情報提供や、PR活動に努めましょう。
- ・環境関連法令の制定、改正、および関連する情報収集に努め、事業活動に確実に反映しましょう。

外部への環境情報の公開

- ・万一、環境関連の事故が発生した場合は汚染の拡大防止を行い、関係機関への通報・報告を遅滞なく行った上で再発防止策を確立しましょう。
- ・事業活動における環境負荷は極力開示しましょう。なお、化学物質の使用状況については、P R T R制度に基づき届出が必要です。

環境保全ボランティア活動への職員、従業員などの参加支援

- ・各業界やNPOなどが主催する、環境ボランティア活動への職員や従業員の参加を奨励し、参加する際の休暇付与や経済面の支援をしましょう。

第4章 計画の推進のために

『岡谷市環境基本条例』では、環境施策の総合的かつ計画的推進のため、必要な推進体制を整備することとされています。広くは国、県、および関係行政機関などの施策と融合し、連携を図ります。この計画がめざす環境像を実現するためには、市民、事業者、各種団体および市が、それぞれの分野での役割を認識し、連携・協力して共に推進していく必要があります。

そのため、着実に推進される仕組みを整備し計画の実効性を確保するため、PDCAサイクルによる適正な進行管理を行います。

1. 推進体制

岡谷市環境審議会

環境保全に関する基本的事項について、調査や審議するための市長の諮問機関として設置されています。岡谷市環境審議会からの意見や提言を受け、施策の展開を図ります。

岡谷市環境保全推進委員会

庁内各課の連携を図り計画を総合的かつ効果的に進めるため、庁内関係部課で組織する岡谷市環境保全推進委員会を機能させ、全庁的な取り組みを推進します。

市民、事業者、各種団体との連携

あらゆる機会をとおして計画を周知するとともに、学習機会や情報の提供を行い、環境保全についての理解と相互協力のもと、市民総参加での取り組みを進めます。

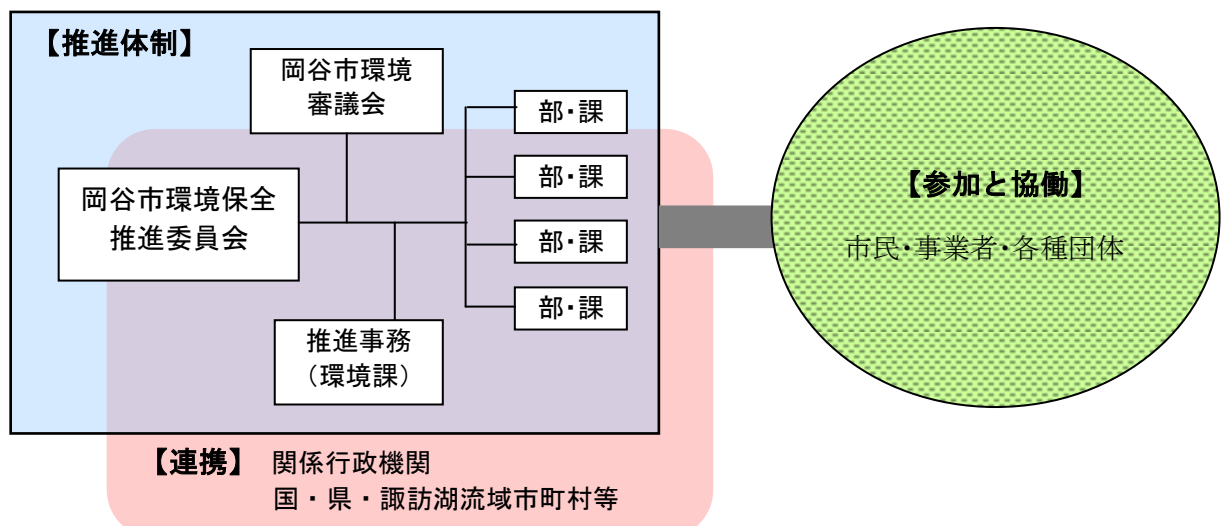
また、「環境市民会議おかや」などと連携して環境保全の各種事業を推進します。

諏訪湖流域市町村との協調、協働

広域での事業の推進、および緊密な連携を図って環境施策を推進します。

国、県、関係機関、各種団体との連携

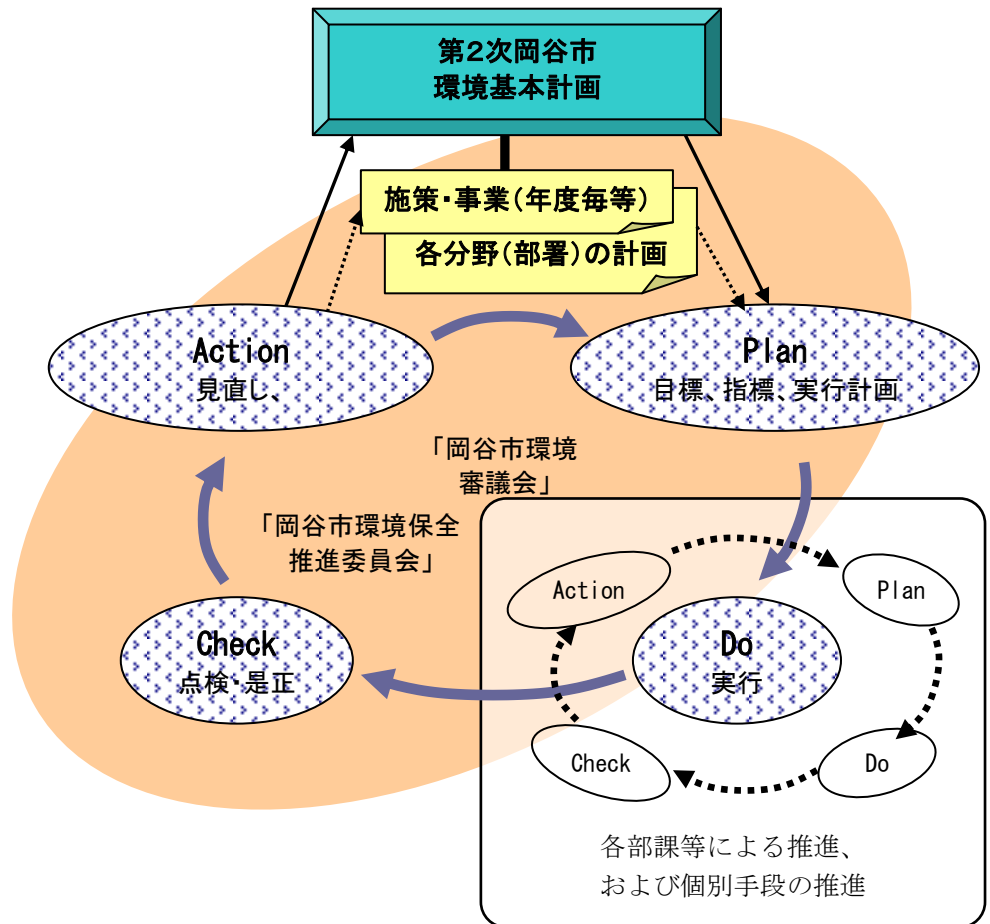
地球温暖化をはじめとする地球規模の環境保全が必要とされる分野では、国、県、他の地方自治体や関係機関、および「諏訪湖浄化対策連絡協議会」などの団体と連携・協力し、効果的な環境施策の推進を図ります。



2. 計画の進行管理等

🌲 PDCAによる進行管理

定期的に環境施策の実施状況をとりまとめ、岡谷市環境審議会へ報告し意見を求め、環境施策の実行を高めます。



🌲 実施状況の把握と公表

行動指標として設定した指標・目標値の実績を公表し、環境施策の効果的な推進を図ります。

付属資料

- ◇ 第2次岡谷市環境基本計画策定の経過
- ◇ 岡谷市環境基本条例
- ◇ 岡谷市環境審議会委員名簿
- ◇ 岡谷市環境審議会に対する市長の諮問
- ◇ 岡谷市環境審議会からの市長に対する答申
- ◇ 市民等の意見募集（パブリックコメント）に寄せられた意見
- ◇ 用語の説明

第2次岡谷市環境基本計画策定の経過

年 月 日	説 明
2009年(平成21年) 4月	市民アンケートの実施 ・一般市民1,000人 ・事業者300事業所 ・小中学生1,044人
5月22日	第1回環境保全推進委員会(概要説明)
7月1日	第1回環境審議会(概要説明・素案体系審議)
7月22日	第1回環境保全推進委員会研究部会(現状と課題把握)
8月27日	第2回環境審議会(素案審議)
10月23日	第3回環境審議会(素案審議)
11月11日	第2回環境保全推進委員会研究部会(計画案協議)
11月18日	第2回環境保全推進委員会(計画案協議)
11月19日	パブリックコメントの実施(～12月18日)
12月22日	第4回環境審議会(第2次環境基本計画の諮問・諮問案審議)
2010年(平成22年) 1月21日	第5回環境審議会(答申案検討・まとめ)
1月27日	環境審議会より答申
2月1日	第3回環境保全推進委員会(答申内容の報告・計画案協議・承認)
2月26日	行政管理委員会(最終決定)
3月11日	社会委員会(報告)

岡谷市環境基本条例

平成 10 年 12 月 22 日
条例第 32 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 5 条)
- 第 2 章 環境施策の基本的事項
 - 第 1 節 施策の基本方針等(第 6 条・第 7 条)
 - 第 2 節 基本的施策(第 8 条—第 18 条)
 - 第 3 節 施策の推進体制(第 19 条・第 20 条)
- 第 3 章 岡谷市環境審議会(第 21 条—第 29 条)
- 附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策(以下「環境施策」という。)の基本となる事項を定めることにより、環境施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 環境の保全は、市民が健康で文化的な生活を営んでいく上で必要とされる健全で恵み豊かな環境の恩恵を受けられるとともに、この環境を将来の世代に引き継いでいく責務を担っていることを認識して行われなければならない。

2 環境の保全は、人類が生態系の一部として存在し、自然から多くの恵みを受けていることを認識して、自然と人とが共生していくことを目的として行われなければならない。

3 環境の保全は、環境が有限な資源であることを認識して、すべてのものの適切な役割分担の下に、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築することを目的として行われなければならない。

4 環境の保全は、地域の環境が地球環境と深くかかわっていることを認識して、事業活動及び日常生活において地球環境の保全に資するよう行われなければならない。

(市の責務)

第 3 条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境施策を策定し、及び実施するものとする。

2 市は、市が行うすべての施策の策定及び実施に当たっては、環境の保全に配慮するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第 4 条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、公害の発生の防止及び自然環境の適正な保全に努めるものとする。

2 事業者は、その事業活動を行うこと及びその事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷を少なくするよう努めるものとする。

3 事業者は、市が行う環境施策及びその事業所が所在する地域における環境保全活動に協力するものとする。

(市民の責務)

第 5 条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活において物を大切にすることを、資源及びエネルギーの節約、廃棄物の減量等を実践することにより、環境への負荷を少なくするよう努めるものとする。

2 市民は、自ら環境の保全について認識を深めるとともに、市が行う環境施策に協力するものとする。

3 市民は、地域における環境保全活動に積極的に参加するものとする。

第2章 環境施策の基本的事項

第1節 施策の基本方針等

(基本方針)

第6条 市は、環境施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる基本方針に基づくものとする。

(1) 人の健康又は生活環境に被害を及ぼす環境の保全上の支障を防止し、安全な生活環境を確保すること。

(2) 生物の多様性の確保に配慮するとともに、自然環境を地域の自然的、社会的条件に応じて保全しつつその適正な利用を図ることにより、自然と人との共生を確保すること。

(3) 資源及びエネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量を推進し、環境への負荷を少なくさせる仕組みを構築すること。

(4) 自然環境と一体となった美しい景観や地域の歴史的、文化的な特性を生かした良好な生活環境を確保すること。

(5) 地域における環境保全活動を通じて、地球環境の保全に貢献すること。

(6) 市民及び事業者(以下「市民等」という。)の自主的かつ積極的な環境保全活動が促進されること並びに市民等の環境の保全に関する意見が反映されること。

(環境基本計画)

第7条 市長は、環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、岡谷市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 環境の保全に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の大綱

(2) 環境への配慮の指針

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全に関し必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民等の意見の反映に努めるとともに、第21条に規定する岡谷市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 市長は、環境基本計画の適切な運用と進行管理を行い、必要があるときは環境基本計画を変更するものとする。

6 第3項及び第4項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第2節 基本的施策

(規制の措置)

第8条 市は、公害の防止、自然環境の保全及びその他環境の保全に資するため、必要があるときは適切な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

(経済的措置)

第9条 市は、市民等が自ら行う環境への負荷を少なくするための施設の整備その他の適切な措置に対し、助成その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(資源の有効利用等の促進)

第10条 市は、市民等による資源及びエネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量及び適正処理を促進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全に資する施設の整備等)

第11条 市は、環境の保全に資する公共的施設の整備その他これに類する事業を推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境教育及び環境学習の振興)

第12条 市は、市民等が環境の保全について理解を深めるとともに、環境保全活動を行う意欲を高めるため、環境教育及び環境学習の振興に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境情報の提供等)

第13条 市は、環境の保全に関する情報を適切に提供し、又は広報活動を推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民等の自発的な活動の促進)

第 14 条 市は、市民等及びこれらの者の構成する民間団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う環境保全活動を促進するため、必要があるときは適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境への負荷の少ない事業所の育成)

第 15 条 市は、事業者が自ら環境の保全に配慮した事業活動を行い、環境への負荷の少ない事業所となるように育成するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(監視及び調査の充実)

第 16 条 市は、環境の状況を把握するための監視及び調査を充実させるため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(諏訪湖及び天竜川の水質浄化)

第 17 条 市は、関係行政機関及び民間団体等と連携を図り、諏訪湖及び天竜川の水質を浄化するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地球環境の保全)

第 18 条 市は、地球温暖化の防止、オゾン層の保護及びその他の地球環境の保全に関して、地域において取組が可能な施策を推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第 3 節 施策の推進体制

(推進体制の整備)

第 19 条 市は、環境施策の総合的かつ計画的推進のため、必要な体制を整備するものとする。

(関係行政機関等との協力)

第 20 条 市は、環境施策の実施に当たっては、関係行政機関及び民間団体等と連携を図り、協力してその推進に努めるものとする。

第 3 章 岡谷市環境審議会

(設置)

第 21 条 環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づき、岡谷市環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(任務)

第 22 条 審議会は、市長の諮問に応じ調査審議するほか、環境の保全に関する基本的事項について市長に意見を述べるができる。

(組織)

第 23 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験者
- (2) 関係行政機関職員
- (3) 一般公募者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(平成 15 条例 8・一部改正)

(任期)

第 24 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 25 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 26 条 審議会は、必要に応じ会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第 27 条 審議会は、専門の事項を調査するため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、審議会の意見を聴いて市長が委嘱する。

3 専門委員は、審議会に出席し、専門的立場から意見を述べることができる。

4 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(庶務)

第 28 条 審議会の庶務は、福祉環境部環境課が行う。

(平成 18 条例 1・平成 20 条例 11・一部改正)

(委任)

第 29 条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(岡谷市環境審議会条例の廃止)

2 岡谷市環境審議会条例(昭和 47 年岡谷市条例第 6 号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際、旧条例の規定により委嘱された岡谷市環境審議会委員及び岡谷市環境審議会専門委員は、この条例の規定により委嘱されたものとみなす。

附 則(平成 15 年条例第 8 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 15 年 5 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に委員に委嘱されている者の任期は、なお従前の例による。

附 則(平成 18 年条例第 1 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年条例第 11 号)

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

岡谷市環境審議会委員

(五十音順)

会 長	笠原 亥一郎	一般公募
副会長	武井 末子	一般公募
委 員	伊藤 幸子	岡谷市消費者の会
委 員	今井 清泰	岡谷市医師会
委 員	牛山 英一	岡谷商工会議所
委 員	熊谷 和史	長野県諏訪地方事務所環境課
委 員	小池 明夫	長野県工業技術総合センター
委 員	小林 基江	岡谷薬剤師会
委 員	小松 富昭	一般公募
委 員	武居 薫	一般公募
委 員	武田 吉清	岡谷市区長会
委 員	中島 昭	信州諏訪農業協同組合
委 員	中島 隆祐	ユニー(株)アピタ岡谷店
委 員	野口 考一	岡谷市校長会
委 員	山崎 舜次	岡谷市衛生自治会連合会

諮問、答申内容

諮問書

21環第73号
平成21年12月22日

岡谷市環境審議会
会長 笠原 亥一郎 様

岡谷市長 今井 竜五

諮 問 書

岡谷市環境基本条例第7条の規定に基づき、第2次岡谷市環境基本計画について諮問申し上げます。

答申書

平成22年1月27日

岡谷市長 今井 竜五 様

岡谷市環境審議会
会長 笠原 亥一郎

第2次岡谷市環境基本計画について（答申）

平成21年12月22日付環第73号をもって貴職から諮問されました第2次岡谷市環境基本計画について、本審議会は慎重に審議した結果、別添のとおり答申いたします。

(別添)

今日、人間の活動による環境への負荷の増大は、地域を超え地球規模で大きな影響を与えており、環境問題の解決に向けて、社会経済システムやライフスタイルのあり方を見直すことにより、環境への負荷の少ない持続可能な社会を構築していくことが必要とされております。

そのため、環境保全に関する施策を総合的、計画的に推進することはもちろん、市民や事業者も環境問題を自らの課題として捉え、市民、事業者、市が相互に連携し、環境保全に向けて自主的、積極的に行動していくことが求められています。

また、将来の世代に、岡谷市の恵まれた豊かな自然環境を継承していくことは、現在に生きるわれわれの責務であるため、世代を超えて環境保全の取組を進めていくことが必要であり、特に次世代を担う子どもたちの役割は重要となっています。

このような視点から、本審議会では慎重に審議を重ねた結果、市民、事業者、市が一体となって環境保全を推進するための指針として、重要な役割を有する環境基本計画の意義を踏まえ、次のとおり意見・要望等を添えて答申といたします。

意見・要望等

1. 第2次環境基本計画は、環境基本条例の理念の実現に向けた環境に関する取組を推進する重要な指針であることから、子どもから大人まで幅広い世代を対象に、わかりやすく効果的に周知されるよう要望いたします。
2. 環境に関する意識を高めるためには、子どもの頃からの環境教育・学習が重要であることから、保育園、幼稚園、学校など関係機関と連携協力した環境教育・学習の積極的な展開に努めるよう要望いたします。
3. 環境保全の取組を総合的、計画的に推進するため、市は地域の取組を先導し、市民、事業者の取組の模範となるよう、自ら率先して環境の保全のための行動に努めるよう要望いたします。
4. 太陽光発電施設設置補助などの自然エネルギーや新エネルギーの利用促進について、市民は高い関心と期待をよせています。市民が参加できる地球環境の保全に対し、積極的な支援に努めるよう要望いたします。
5. 近隣市町村及び県等関係機関との連携による諏訪湖浄化への取組や、大勢の市民の積極的な参加により実施している「緑のカーテン」や「一斉気温測定」など、岡谷市の特色を活かした地道な取組については、今後も継続、発展に努めるよう要望いたします。

第2次岡谷市環境基本計画に対して寄せられた意見（パブリックコメント）

1	<p>地球規模の問題から家庭ごみまで多岐にわたる内容で策定のご苦心の程がしのばれます。2014年目標が示されていますが、一人あたりの削減量について具体的に明示されると良いと思います。そのためには2009年度の実績から一人あたり何グラム減らせば2014年の目標が達成できるのか、また、市指定のごみ袋何袋分削減に相当するなどの具体的な数値もあつたらいいなと思いました。</p>
2	<p>大筋においてよく書かれているかと思います。 少々欠けている部分、不満のある部分として、岡谷市の総合計画のトップに据えられている「産業振興」との関係です。低炭素社会へ向けて大きく舵をきる中で、温暖化防止、CO₂削減は市の中小企業においてはこの不況下に経営維持が優先であり、環境などは大きな足かせのはずです。この意識改革をどのようにするかが課題です。 「エネルギー」関係の計画への記述は単なる省エネ施策だけです。CO₂の削減は、市の工業加工技術に対して、革新的技術により達成することを強調すべきと考えます。 特に岡谷市の足元を支える工業加工技術に対しての記述は何もありません。（直近では加工油の削減、廃止、MQ L加工）新しい環境技術のチャレンジを後押しする計画でありたい。 加工技術に対して圧倒的革新技術の獲得こそが、不況後に到来する低炭素社会に生き残る産業となると思っています。環境と経済が両立していく計画こそ取り組みがなされるもので真剣になるものです。技術的観点の記述を多くしてもらうことと、それを推進する仕組みの構築をお願いしたい。環境部門だけでなく、工業振興部門と連携してほしい。技術集約する岡谷が、将来の環境技術産業都市岡谷ではないかと願っています。</p>
3	<p>地球環境問題は、私たちに課せられた大きな課題だと思います。長い年月をかけて活動し良い結果になればと願っています。 下水道に関して小さな協力をしています。洗濯、台所、浴用とも合成洗剤を一切使用していません。手作り粉石けんを何十年も使用しています。下水道の浄化にも良いので推奨します。 サンデーリサイクルは平日に勤務している人の利用が多いのに驚いています。継続を願っています。</p>
4	<p>湖周3市町の広域ごみ処理施設建設に反対です。 岡谷市では生ごみリサイクルが全市で始まり、来年度からはプラリサイクル化とごみ有料化が始まろうとしており、焼却するごみを減らそうと努力しております。近隣2市町もごみ減量の努力をした上で考えるべきです。 大型焼却炉建設は、ごみ減量やCO₂削減の動きに逆行します。税金も増大するでしょう。ごみは焼くものではなく資源と考え、お金をかけるなら資源化に力を入れてください。焼却は、煙が人体に及ぼす影響はどうでしょうか。市では調査し把握されているのでしょうか。安全ということはありえないと思います。 「経済性」と「効率性」とはどのようなことをいうのですか？国の補助金は岡谷市単独の建設でも出るようですが。 大型焼却炉で燃やすなら、ごみはいくらあっても足りなくなり、ごみ減量など必要なくなるのでは。ごみ減量の取り組みに反します。最終処分場の延命化は燃やすごみをなくすことだと思います。延命化にも反します。</p>
5	<p>ごみ有料化の説明会に出席し、大切な問題だと気づきました。分別してごみを減らすことが大切と感じました。 他の市町村のごみも全て岡谷市で処理するということが不安があります。他市町村の人は自分のまちのごみは自分のまちで処理したほうが意識が向上するのではないかと思います。また、他市町村のごみを燃やす事で煙の量が増え、時間も長くなり公害が心配です。焼却灰も増えて処理も限界がくるのが早まるのも心配です。</p>

6	<p>環境問題に森林の破壊を入れてください。 環境基本計画のダイジェスト版をセットで配布を望みます。小学生でも理解できる内容として、一人でも多くの人に理解され読んでもらうことが大切だと思います。環境問題に関心を深めていくには何回も読んでみたい、自分や家族とも話し合ってみてみたいという気持ちがおきてくれば、持続可能な社会になっていくと思います。</p>
7	<p>廃棄物処理の広域化には次の理由により反対です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・もっと市民に広域処理を周知する必要がある。説明会でも広域化に反対の参加者が多かった。 ・焼却場から離れている人ほど、ごみ焼却に対する関心が低く、ごみ減量にも積極性が欠ける。 ・市単独処理でも交付金が出るようになった。広域化では市町村の利害関係が複雑になる。 ・徹底的にごみの減量に努めて施設を造るべきである。焼却灰や煙には有害物質が含まれていることも周知すべき。
8	<p>国立社会保障研究所の予測方法と比較して、人口の見込みが多すぎると思います。(見込みは 48,332 人でよい。4,668 人も多い。従いごみ焼却炉は 120 t 炉を 100 t 炉でよい。) 広域ごみ処理は地方自治法で、ごみ処理は自治事務と定められています。自らの判断と責任で行い、最小の経費で最大の効果をあげると定義されています。もし、他市でごみを燃やしてくれるとなると、ごみを減量しようとする気持ちはとたんに無関心になります。また広域処理は市民の要望ではないことは確かですね。</p>
9	<p>ものを大切にすまちは使い捨てを少なくすることも大切なことだと思います。 ごみ減量で、スーパーのトレイ等をなくしていく方向にもっていけないだろうか。 3R を市民にもっと呼びかけてほしい。 ごみは各市町村で処理すべきだと思う。独居老人でも無理なく処理できる方法を考えて下さい。 街路樹のプラタナスの落ち葉の清掃に協力しているが、ごみ有料化により個人では対応できなくなる。市で片付けていただきたい。</p>
10	<p>(1) 廃棄物の発生抑制、再資源化の推進については基本的に賛成です。しかし広域的取り組みには反対です。 (2) 焼却炉の広域化に反対します。それは廃棄物の発生抑制、資源化の推進、適正処理の推進には非常に大事なことであり、強力で押し進めなければならないことですが国がすすめてきた施策には、住民の健康と福祉、環境をよくすることを第一に考えてなされた施策というよりは、ごみ処理産業において大企業がいかに利益を得るかが優先されてきた施策と思われるからです。循環型社会の構築というスローガンは非常によいのですが日本の施策は中身が伴っていると思えません。世界の 3 分の 2 の焼却炉が日本にあるというのは異常です。 現在、環境先進国、都市では燃やさないごみ施策「ゼロウェイスト政策」が推進されています。岡谷市においてもこうしたごみ施策への転換を切に願います。温暖化対策チームを作り実態を把握し議論し住みよい環境を子孫に残すための施策をつくりを推進されることを望みます。環境モデル都市をめざして欲しいです。 焼却炉をつくることにお金をかけないで、それをリサイクル産業に充てると地元のリサイクル産業が育成されて地元の経済が潤うこととなります。</p>
11	<p>ごみ処理広域化に反対します。 国の方針の変化により、人口 5 万人以上であれば単独処理に交付金が支給されるようになりました。ごみ処理は本来自治事務であり、また他市で処理してくれると思うと市民のごみ減量化意識が薄れがちになります。負担額にも利己的な姿勢が目立ちます。このまま進めば、今後 20 年以上にわたって岡谷市民は煙等による環境悪化、交通量増加による環境悪化等を受忍しなければなりません。「なぜ諏訪市や下諏訪町のごみまで岡谷で処理するのか。」と反対する市民は多数です。この際、ごみ対策を根本から見直さないと将来に悔いを残すことになり、市民理解も得られません。</p>

用語の説明

【ABC (アルファベット)】

- ・ BOD (生物化学的酸素要求量)

Biochemical Oxygen Demand の略。河川水などの有機物による汚濁の程度を示す指標で、水中の微生物が有機物を分解するときに消費される酸素の量。数値が高いほど有機物の量が多く、水が汚れていることを示す。
- ・ COD (化学的酸素要求量)

Chemical Oxygen Demand の略で、湖沼などの有機物による汚濁の程度を示す指標で、有機物を酸化剤で化学的に分解 (酸化) するときに消費される酸化剤に対応する酸素の量。数値が高いほど有機物の量が多く、水が汚れていることを示す。
- ・ ESCO 事業

Energy Service Company の略で、通称 E S C O / エスコと呼ぶ。オフィスビルや、工場の省エネルギー化に必要な、「技術」、「設備」、「人材」、「資金」などのすべてを包括的に提供するサービス事業。このサービス事業は、登録された民間のエネルギー関連の会社 (E S C O 事業者と呼ぶ) が業務として提供する。省エネルギーにより二酸化炭素の排出削減対策として有効。
- ・ ISO14000 シリーズ

国際標準化機構である ISO (International Organization for Standardization) が発行する環境マネジメントシステムと、環境監査などに関する国際規格でシリーズがある。製品提供やサービスの過程における環境保全について統一基準を示しており、ISO14001 は、①環境保全・改善のための経営方針と行動計画の策定、②行動計画の実行・運用のための環境管理体制の整備と監査・是正、について継続性をもって実施することが盛り込まれている。
- ・ LAN

ローカルエリアネットワーク (Local Area Network: LAN)、通称ランと呼ぶ。ビル内や事業所内など、敷地が限定された範囲で構築されるコンピュータネットワークのこと。コンピュータをケーブルや無線、中継機器を利用して接続し、相互のデータ交換を行う。
- ・ LED 照明

LED とは、Light Emitting Diode の略で発光ダイオードのこと。電気を流すと発光する半導体の一種。これを使用した照明器具で光量が多く、明るく、非常に低電力でかつ長寿命。
- ・ MQL 加工

極微量切削油供給 (Minimum Quantity Lubrication) 方式を用い、1~2ミクロン程度の微細粒子化した切削油を、数~数 10ml/h 程度の極微量 (従来型の給油量の数万分の一) で圧縮空気とともに切削部へ供給する加工方法で、鉱物油使用や切削油供給時電力量などの環境負荷が低減できる。
- ・ PDCA のサイクル

Plan (計画)、Do (実行)、Check (点検)、Action (見直し) という手順を繰り返し、このサイクルを重ねてより高い目的や目標を達成していくシステム。
- ・ PRTR 制度

Pollutant Release and Transfer Register の略称で、化学物質排出移動量届出制度などと訳されており、『特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律』(略称 化管法) により規制される。環境保護のため、事業者による有害な化学物質の環境中 (大気、水域、土壌など) への排出量、また廃棄物として移動している量を把握し、集計し、届出し、公表する仕組み。

【あ 行】

- ・ **アイドリングストップ**
 自動車の駐車・停車時において不必要なエンジンの使用を中止する方法。またこれを訴える運動。大気汚染防止や騒音・悪臭防止はもちろん、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出を抑制できる。
- ・ **硫黄酸化物 (SO_x)**
 刺激性の強い腐食性のある有害なガスで、代表的なものに二酸化硫黄、三酸化硫黄などがある。重油などの燃焼により発生する。このガスは呼吸器を刺激し、せき、呼吸困難、ぜんそく、気管支炎などを起こし、また植物にも被害をもたらす。
- ・ **ウォームビズ**
 クールビズの項を参照。
- ・ **エコアクション21**
 中小企業などにおいても容易に環境配慮の取り組みを進めることができるよう、環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価、および環境報告の方法をひとつに統合した環境配慮のためのツール。
- ・ **エコクッキング**
 エコロジー（（一部の解釈で）、環境配慮）とクッキング（調理）をあわせた造語。買い物、調理、食事、片づけ、排水やごみ処理などの過程に応じてちょっとした工夫をしたり、思いやりをかけたりすることによって、食生活からの環境への負荷をできる限り少なくしようとする行動。（例示：食品を買いすぎない、食事を作り過ぎない、食べ残さない、冷凍保存～使い切る、など）
- ・ **エコドライブ**
 自動車運転の際、燃料消費を抑え二酸化炭素の排出をより抑制する運転方法。具体的にはアイドリングストップを励行し、急発進・急加速をしないなどの方法がある。
- ・ **エコマーク商品**
 環境への負荷が少ないなど、環境保全に有益な製品につける推奨するマーク。（財）日本環境協会によって選定される。
- ・ **オゾン層**
 地球大気圏のオゾン（酸素の同素体）の大部分は地上 10～50km 上空の成層圏という領域にあり、これがオゾン層と呼ばれている。成層圏以下の低位の対流圏で漂うフロン類は成層圏にも拡散していき、そこで特定の波長の強い紫外線を浴びて分解し、塩素原子を放出する。この塩素原子がオゾンの中の酸素原子と結びつき、オゾン層を破壊する。
 オゾン層が壊れると、皮膚がんの増加、白内障の増加、免疫力の低下などの健康障害のほか、農作物の収穫減少、海洋生態系の基礎となるプランクトンの減少など生物への被害が予測される。加えて光化学スモッグの悪化と温暖化促進などへの影響もある。このため、ウィーン条約およびモントリオール議定書により、国際的に協調してフロン類を段階的に廃止する対策が実施されている。
- ・ **温室効果ガス**
 地表面からの赤外線放射を吸収し、地球温暖化を引き起こすガス。温室効果ガスには様々な物質があるが、二酸化炭素、フロン類、メタンなどがある。これらの物質の濃度が増すと、地球表面の温度が上昇する。（「地球温暖化」の項を参照）

【か 行】

・ 外来生物

国外や国内の他地域から他の地域へ人為的（意図的または非意図的）に生物が導入されることにより、本来の自然分布を超えて生息または生育することとなる生物種。『外来生物法』に規定する「外来生物」は、海外からわが国に導入されることにより、その本来の生息地または生育地の外に存することとなる生物を指す。

・ 化石燃料

石油、石炭、天然ガスなど地中に埋蔵されている再生産できない有限性の燃料資源。太古のプランクトンや動植物の残骸が地中で数百万年の間、熱プロセスを受けて炭化生成されたもの。

・ 環境学習

人間と環境とのかかわりについて理解と認識を深め、環境の保全に対して正しく責任ある行動がとれるようにすることを目的として環境に関することを学ぶこと。

・ 環境家計簿

家庭の電気、ガス、上下水道などの使用量をCO₂排出量に換算し、月ごとにその総計をするもの。節電、節水などでCO₂の排出量を減らす行動を実践することにより、地球温暖化を防止するとともにその他の環境問題の解決にも貢献し、また家計の節約にも結びつけることを目的としている。

・ 環境基準

環境基本法に基づいて、大気汚染、水質汚濁および騒音などから人の健康を保護するための望ましい基準を言う。例として大気汚染では、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、一酸化炭素、光化学オキシダントの濃度などがある。

・ 環境人

環境問題を正しく認識し、積極的に環境にやさしい生活の実践に取り組み、地域や地球環境の保全に貢献する人。

・ 環境負荷

人が環境に与える負担のことで、日常生活、事業活動、製品・サービスやその他の業務・活動などが環境に影響を与える原因や要素。（例示：自動車の運転によるCO₂の発生は環境負荷であり、これによる地球温暖化の進行が環境影響である）

・ 環境マネジメントシステム

組織（事業）活動に伴う環境への影響を継続的に改善していく仕組みのこと。

・ 京都議定書

1997年12月、地球温暖化防止京都会議、（気候変動に関する国際連合枠組条約第3回締約国会議：通称COP3）において採択され、2000年以降の先進各国における温室効果ガス削減目標や国際制度について定めている。先進締約国に対し、2008～2012年の第一約束期間における温室効果ガスの排出を1990年比で5.2%削減することを義務付けている。日本は2005年5月に発効し、2008年～2012年の間に、温室効果ガスを1990年レベルで6%削減することを目指している。

・ 希少金属

地球資源としての埋蔵量が少なく、もしくは埋蔵量が多くても技術的に採掘が困難な理由により産出量が少ない金属のこと。レアメタルとも呼ぶ。プラチナ、モリブデン、コバルト、ニッケルなど31種類以上ある。携帯電話、デジタルカメラなどあらゆる電子機器などに使用されている。

・ クールビズ

クール（cool）とビズ（businessの短縮形biz）を合成した和製英語。温暖化を抑制しようとする狙いから、冷房を抑え夏季の服装の軽装を奨励すること。平成17年の京都議定書発効を受け環境省が名称を公募して決定した。

同様に冬季は暖房を抑え、冬の服装の重ね着を奨励することをウォームビズという。

- ・グリーン購入

商品やサービスを購入する際に、その必要性を十分に考慮し、価格や品質だけでなく、できる限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入すること。

【さ行】

- ・再生可能エネルギー

有限で枯渇の危険性を有する石油・石炭などの化石燃料や原子力と対比して、太陽光・太陽熱・風力・水力・波力・地熱・バイオマスなど、通常はエネルギー源の枯渇の心配がないエネルギーのこと。

- ・最終処分場

リサイクル・リユースできない廃棄物を、最終的に埋め立て処分する施設。

- ・里山

雑木林、水田、畑地、小川などで、農林業などの人間の活動の影響を受けて成立し維持されてきた身近な自然の存在をいう。加えて自然林・人工林、草原、湿地、湖沼、河川などが生活域と一体となった地域もいう。

- ・砂漠化

植生に覆われた土地が不毛地帯となっていく現象。大気の循環の変動による乾燥地の拡大、木材の過剰伐採、家畜の過剰放牧などの人為的要素が絡み合い熱帯雨林や緑地が消滅する。また、酸性雨により森林の枯死も原因。その結果、農地の減少や生態系への影響が懸念されている。日本への黄砂も砂漠化の拡大が一因とされている。

- ・酸性雨

自動車や工場・発電所などで、化石燃料が燃焼する際に排出された硫黄酸化物や窒素酸化物が、雨や雪に吸収されて地表に降り土壌が酸性化する。この結果、森林が枯れたり湖が酸性化して魚が死んだり、大理石が溶ける被害が発生する。

- ・産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃アルカリ・廃酸、廃プラスチック類など『廃棄物の処理および清掃に関する法律』に定められる廃棄物と、輸入された廃棄物のこと。これらは、事業者が自ら処理するか、知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者に処理を委託しなければならない。

- ・産業廃棄物管理票（マニフェスト）

排出事業者が産業廃棄物の処理を業者に委託する際に、産業廃棄物の名称、数量、性状、運搬業者名、処分業者名、取り扱い上の注意事項などを記載し、産業廃棄物の流れを自ら把握・管理する帳票。排出者が処理委託者に交付する。産業廃棄物が処理されたことを最後までチェックできるとともに、取り扱い上の注意事項を処理業者に確実に伝えることができ、不法投棄を未然に防止することができる。なお、電子マニフェストシステムもある。

- ・持続可能性（Sustainability）

将来の世代がその欲求を満たすための能力を損なうことなく、現世代の欲求も満足することができる開発や発展をすることを指す。

経済の拡大にともなう地球環境の加速度的な悪化を止め、有限な資源の長期利用、生態系の維持、健全な経済発展などを持続させる考え方と取り組み。

- ・循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済のあり方に代わる資源・エネルギーの循環的な利用がなされる社会をいう。2000年には循環型社会をめざす『循環型社会形成推進基本法』が制定された。この法令では「天然資源の消費量を減らして、環境負荷を少なくした社会」と定義されている。製品などが廃棄物とならないよう長寿命化し、長期に使うこと。また、ものが廃棄される際は、適正に再使用や再資源化の利用が行われること。これらにより、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会。

・省資源

鉄鉱石や希少金属類、熱帯雨林や森林、石油や石炭などの有限な地球資源の枯渇を防ぐためその消費を削減すること。無駄をなくし効率的に有効に利用したり、再使用、再生利用したりすること。

・省エネルギー

エネルギーを節約してエネルギーの消費を減らすこと。あるいはそうした運動をさす概念。限りある資源を大切に使うこととあわせて、近年は地球環境の悪化を防ぐための手段として普及啓発されている。

・3R（スリーアール、またはサンアール）

環境保全のため、循環型社会の構築・運用のためにリデュース（Reduce）／発生抑制、リユース（Reuse）／再使用、リサイクル（Recycle）／再生利用または再資源化の3つのイニシャルのRをとっている。それぞれの用語は各項に解説する。

・スパイラルアップ

マネジメントシステムの基本となるPDCAを前提に「継続的に改善すること」、もしくは「その仕組み」を指します。PDCAのサイクルを廻していくとき、らせん（スパイラル）のようなイメージでサイクルを廻すことにより高みに登っていき成果を生み出すこと。

・生態系

植物、動物、微生物、およびそれらを取りまく非生物的要素（土壌、水、空気など）から成り立っており、それらの要素が物質環境やエネルギーの流れといった複雑な過程を通じて相互に作用し複合したもの。野生生物および人類の生存を支える基盤。


・生物多様性

1993年12月に『生物多様性条約』が発効され日本もこれに署名している。地球上の野生生物の多様さをそれぞれの生息環境とともに保存し、その持続的な利用を実現することを目的としている。また、様々な生物が相互に作用して生まれる生態系も生物多様性の一部である。日本では2008年（平成20年）6月に『生物多様性基本法』が公布されている。

・ゼロエミッション

事業者（主に製造業）が事業活動によって発生した不用物（廃棄物）を、別の産業において有効利用することにより、廃棄物をゼロにすること。廃棄物ゼロを目標にして、製造工程で廃棄物を出さない、また発生した廃棄物はリサイクルして再使用し、循環型社会を構築して実践する取り組み。

・その他プラスチック

『容器包装リサイクル法』の対象となる容器・包装のうち、ペットボトル以外のプラスチックでできた容器・包装のことで、正しくはプラスチック製容器包装という。下記の決められた識別マーク表示が義務つけられている。具体的には次のものが対象（主要）となる。1)レジ袋・ポリ袋、ラップ類、2)プラスチック製容器、3)ペットボトル以外の、プラマークのボトル類、4)発泡スチロール類、5)チューブ状の容器、6)ボトルやチューブのキャップ、7)果物などのネット類、8)梱包の緩衝材など。 識別マーク：

【た 行】

・ダイオキシン

物の燃焼などの過程で非意図的に生成される炭素、水素、酸素、塩素で構成される化合物。塩素の数と配置によって 222 種類があり、毒性の強さが異なる。環境中では分解しにくく、生物に対する毒性が強いものがある。

・大気汚染

人間の生産活動、消費活動によって大気が汚染され、生態系や人間の生活に悪影響が生ずること。特に、石炭、石油などの燃焼によって生じるばい塵、ばい煙、二酸化硫黄、各種の窒素化合物、鉛など各種の金属や光化学スモッグの影響となるオキシダントなどが大気汚染物質としてあげられる。大気汚染の法律は『大気汚染防止法』による。

・代替フロン

特定フロン（クロロフルオロカーボン 略称 CFC）の代替として利用されている合成化合物で、ハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）類とハイドロフルオロカーボン（HFC）類のこと。特定フロンは冷蔵庫の冷媒やスプレーのガスなどに使用されていたが、オゾン層破壊物質であることがわかり代替フロンに移行。しかし、代替フロンも強力な温室効果ガスであることが判明し、2020 年までには先進国で生産が中止される。

・地下水汚染

地下水が有機溶剤や重金属によって汚染され、飲用として使用できなくなること。

・地球温暖化

二酸化炭素やフロン類などは温室効果ガスといわれ、温室のガラスのように太陽光は透過するが、地球からの赤外線による熱放射は吸収する性質をもっている。地球温暖化とは、この二酸化炭素やフロン類などで構成する温室効果ガスの濃度が上昇していくと、地表から放射される暖かい赤外線を多く吸収し、地表への再放射量が多くなり、地表の平均気温が上昇すること。

・地球温暖化係数

二酸化炭素の地球温暖化に対する温室効果を「1」とした場合、他のガスの温室効果を相対的に表した指標。二酸化炭素以外の温室効果ガスを二酸化炭素量に換算するとき用いる。

温室効果ガス（物質）		地球温暖化係数
二酸化炭素	CO ₂	1
メタン	CH ₄	21
一酸化二窒素	N ₂ O	310
ハイドロフルオロカーボン	HFC	1,300

・地球環境問題

地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨、森林（特に熱帯雨林）の減少、砂漠化、海洋汚染、有害廃棄物の越境移動、野生生物の種の減少、開発途上国の公害のように、人の活動によって地球規模で環境に影響を及ぼす問題のこと。これらを九つの地球環境問題とも言う。

・窒素酸化物（NO_x）

窒素と酸素の化合物。空気は酸素と窒素などの混合気体であるため、空気中で物を燃やすとその過程で必ず窒素酸化物が発生する。大気中に存在する窒素酸化物で問題視されるものは、主に一酸化窒素、二酸化窒素であり、二酸化窒素は環境基準が定められている。窒素酸化物は光化学オキシダントの原因物質であり、硫酸酸化物と同様に酸性雨の原因にもなっている。

・低炭素社会

温室効果ガスの代表的物質である二酸化炭素の排出量が少ない社会、また経済システムを構築した社会。

・透水性アスファルト舗装

道路などの地面を間隙の多い素材で舗装して、舗装面上に降った雨水を地中に浸透させる舗装方法をいう。透水性アスファルトの場合は、砂利の粒を大きいものを使用して間隙を多くする。地下水をため、集中豪雨などによる洪水を防止する効果がある。また、通常のアスファルト舗装に比べて太陽熱の蓄積をより緩和できるため、ヒートアイランド現象を緩和する効果もある。

・特定外来生物

一般的には人為的により自然分布域の外から持ち込まれた種の生物を外来生物という。このうち、特に生態系などへの被害が認められるものとして、『特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律』（平成 16 年 6 月公布）によって規定された生物をいう。生きているものに限らず、卵・種子・器官などを含む。

・土壌汚染

土壌中に有機溶剤、重金属、農薬、油などの物質が、自然環境や人の健康、生活への影響をおよぼす程度に含まれている状態をいう。土壌へ混入した原因は人為・自然を問わない。土壌汚染の法律は『土壌汚染対策法』による。

【な 行】

・二酸化炭素排出係数

燃料などの単位使用量あたりに発生する温室効果ガス排出量計算時の係数。
排出係数は以下の通り。

$$\text{二酸化炭素排出量 (kg-CO}_2\text{)} = \text{燃料使用量 (各単位)} \times \text{排出係数 (各係数)}$$

温室効果ガス	種別	燃料の種類(単位)	排出係数		地球温暖化係数
二酸化炭素	燃料使用量	電気使用量 (kwh)	*0.555	kg-CO ₂ /kwh	1
		ガソリン (ℓ)	2.322	kg-CO ₂ /ℓ	
		灯油 (ℓ)	2.489	kg-CO ₂ /ℓ	
		軽油 (ℓ)	2.619	kg-CO ₂ /ℓ	
		A重油 (ℓ)	2.710	kg-CO ₂ /ℓ	
		LPG (kg)	3.000	kg-CO ₂ /kg	
		都市ガス (m ³)	2.080	kg-CO ₂ /m ³	

出展：環境省「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン」

*：デフォルト値であり、国が公表する電気事業者ごとの電気事業者別排出係数を用いることがある。

・燃料電池

水素と酸素が結合して水が生成する化学反応によって生じるエネルギーにより電力を発生させる装置。クリーンで高い発電効率であるため、地球温暖化問題の解決策として期待されている。

【は 行】

・ハイブリッドカー

異なる二つ以上の動力源、エネルギー源を持つ自動車のこと。ガソリンエンジンとモーターを組み合わせた場合、ガソリンの消費が著しく減少し運転時のCO₂排出が抑制できる。

・バイオマス

もともとは生物資源（Bio-）の量（Mass）を表す概念で、一般的には再生可能な生物由来の有機性資源（エネルギー）で化石資源を除いたものをいう。エネルギーとなるバイオマスの種類としては、木材、海草、生ごみ、紙、動物の死骸・ふん尿、プランクトンなどがある。

・ビオトープ

開発事業などによって環境の損なわれた土地や都市内の空き地、校庭などに造成された生物の生息・生育環境空間を指す。このようなビオトープ造成事業では、昆虫、魚、野鳥など小動物の生息環境や特定の植物の生育環境を意識した空間造りが行われる。

・フードマイレージ

食料の重量と輸送距離を乗じた値で、トン・キロメートルなどで表す。食品の産地と消費地が近ければ、輸送時の二酸化炭素排出量を抑制できる。

「地産地消」といわれるように地元の食品を消費したり、旬のものを食べたりすることが温暖化防止につながる。

・フロン

フロンは、炭素、フッ素からなる化合物である。毒性が低く、燃えない、油を溶かすなどの性質から半導体などの精密部品の洗浄、クーラーや冷蔵庫などの冷媒に広く使われてきたがオゾン層を破壊するものがある。また温室効果ガスとしても問題となっている。これを受け、『オゾン層保護法』や『フロン回収・破壊法』などにより対策が進められている。

【ま 行】

・緑のカーテン

建物の外側に植物を生育させ、建物の温度上昇を抑制する省エネルギー手法。太陽光をさえぎり日陰を作る役目と、植物の葉の蒸散作用で気化熱を奪う効果がある。窓の部分につる性植物でカーテン状に覆ったり、壁面全体を覆う場合もある。

【や 行】

・容器包装リサイクル法（正式法令名：容器包装に係る分別収集および再商品化の促進等に関する法律）

一般廃棄物の 6 割を占めると言われる容器包装類のリサイクルを進めるため、消費者に対し分別排出、市町村に対し容器類の分別収集、メーカーに再商品化を義務付ける法律。平成 7 年 6 月公布、平成 9 年 4 月施行。

【ら行】

・ライフサイクルアセスメント（LCA）

その製品に関する原材料採取から設計、製造、使用、輸送、廃棄などすべての段階を通じて環境影響を定量的、客観的に評価する手法で、LCAと略称される。この手法に代わるこれまでの環境影響評価は、製品の製造や廃棄の範囲であったが、この場合は、製品の全体としての環境への負荷の低減には寄与しない製品が生産されてしまう可能性がある。

・リデュース

ごみを出さないこと、ごみの発生抑制といわれる。製品の製造過程で出るごみを減らし、使用済み製品の廃棄量を減らすことを指す。『循環型社会形成推進基本法』では、3R（リデュース、リユース、リサイクル）のうち最も優先するよう定めている。原材料使用量を減らす製品設計や製品の長寿命化を図り、消費者は製品を長く使うことを心がける。

・リユース

再使用すること。一度使用して不要になったものをそのままの形でもう一度使うことをいう。具体的には、不要になったがまだ使えるものを他者に譲ったり売ったりして再び使う場合や、生産者や販売者が使用済み製品、部品、容器などを回収して、修理したり洗浄したりしてから再び製品や部品、容器などとして使う。

・リサイクル

廃棄物（ごみ、不用品）を原料として再利用すること。「再資源化」、または「再生利用」と言われることもある。具体的には、使用済み製品や生産工程から出る廃棄物などを利用しやすいように処理し、新しい原材料として使う。

なお、リサイクルには2方法あり、上記による方法で材料化して再利用することをマテリアルリサイクルという。この材料化が不可能な場合廃棄物として焼却し、この排熱を利用して温水などの熱源や冷房のエネルギーとして使用することをサーマルリサイクルという。

第2次岡谷市環境基本計画

- ◇発行日 平成22年
- ◇発行 岡谷市
- ◇編集 岡谷市福祉環境部環境課
〒394-8510 長野県岡谷市幸町8番1号
電話：(0266) 23-4811 (代表)
<http://www.city.okaya.lg.jp/>
E-Mail: seisou@city.okaya.lg.jp



岡谷市

